

令和3年9月7日から
令和3年9月8日まで

標 茶 町 議 会
第 3 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

令和3年標茶町議会第3回定例会会議録目次

第1号(9月7日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
総務経済委員会所管事務調査報告	6
一般質問	7
鴻池智子君	8
黒沼俊幸君	11
深見迪君	13
渡邊定之君	23
本多耕平君	28
松下哲也君	32
鈴木裕美君	34
類瀬光信君	39
報告第10号 専決処分した事件の承認について	48
議案第55号 標茶町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について	49
議案第56号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について	60
議案第57号 工事請負契約の締結について	61
議案第58号 標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について	62
延会の宣告	64

第2号(9月8日)

開議の宣告	70
議案第59号 標茶町学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について	70
議案第60号 標茶町都市公園条例等の一部を改正する条例の制定について	71
議案第61号 標茶町スポーツ振興助成条例等の一部を改正する条例の制定について	73
議案第62号 標茶町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	74
議案第63号 令和3年度標茶町一般会計補正予算	78
議案第64号 令和3年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	78
議案第65号 令和3年度標茶町病院事業会計補正予算	78

認定第 1 号	令和 2 年度標茶町一般会計決算認定について	83
認定第 2 号	令和 2 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について	83
認定第 3 号	令和 2 年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	83
認定第 4 号	令和 2 年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	83
認定第 5 号	令和 2 年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	83
認定第 6 号	令和 2 年度標茶町簡易水道事業特別会計決算認定について	83
認定第 7 号	令和 2 年度標茶町病院事業会計決算認定について	83
認定第 8 号	令和 2 年度標茶町上水道事業会計決算認定について	83
議案第 6 6 号	監査委員の選任について	84
議案第 6 7 号	教育委員会委員の任命について	87
意見書案第 11 号	保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める意見書	85
意見書案第 12 号	地域医療構想を見直し、実情に応じた医療体制の確立を求める 意見書	86
意見書案第 13 号	適格請求書等保存方式（インボイス制度）の凍結・中止を求める 意見書	86
意見書案第 14 号	国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書	87
意見書案第 15 号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める 意見書	88
意見書案第 16 号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める 意見書	88
閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）		89
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）		89
閉会中継続調査の申し出について（広報委員会）		89
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）		89
日程の追加		89
議案第 6 3 号	令和 3 年度標茶町一般会計補正予算	89
議案第 6 4 号	令和 3 年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	89
議案第 6 5 号	令和 3 年度標茶町病院事業特別会計補正予算 (議案第 63 号・議案第 64 号・議案第 65 号審査特別委員会報告)	89
閉議の宣告		90
閉会の宣告		90

令和3年標茶町議会第3回定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和3年 9月 7日（火曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 総務経済委員会所管事務調査報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 報告第10号 専決処分した事件の承認について
- 第 7 議案第55号 標茶町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
- 第 8 議案第56号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について
- 第 9 議案第57号 工事請負契約の締結について
- 第10 議案第58号 標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について

○出席議員（12名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 渡 邊 定 之 君 | 2番 類 瀬 光 信 君 |
| 3番 長 尾 式 宮 君 | 4番 松 下 哲 也 君 |
| 5番 熊 谷 善 行 君 | 6番 鈴 木 裕 美 君 |
| 8番 深 見 迪 君 | 9番 本 多 耕 平 君 |
| 10番 黒 沼 俊 幸 君 | 11番 鴻 池 智 子 君 |
| 12番 後 藤 勲 君 | 13番 菊 地 誠 道 君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|-------------|-----------|
| 町 長 | 佐 藤 吉 彦 君 |
| 副 町 長 | 牛 崎 康 人 君 |
| 総 務 課 長 | 齊 藤 正 行 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 武 山 正 浩 君 |
| 税 務 課 長 | 齋 藤 和 伸 君 |
| 管 理 課 長 | 齊 藤 昇 一 君 |
| 農 林 課 長 | 長 野 大 介 君 |
| 住 民 課 長 | 伊 藤 順 司 君 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 石 塚 剛 君 |

建設課長	富原 稔 君
観光商工課長	三船 英之 君
水道課長	油谷 岳人 君
育成牧場長	若松 務 君
病院事務長	浅野 隆生 君
やすらぎ園長	穂刈 武人 君
農委事務局長	川村 勉 君
教 育 長	島田 哲男 君
教委管理課長	常陸 勝敏 君
指導室長	秋山 豊 君
社会教育課長兼 中央公民館長	服部 重典 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	中島 吾朗 君
議事係長	中嶋 禎之 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(菊地誠道君) ただいまから、令和3年標茶町議会第3回定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(菊地誠道君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

5番・熊谷君、 6番・鈴木君、 8番・深見君、

を指名いたします。

◎会期決定

○議長(菊地誠道君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月8日までの2日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、9月8日までの2日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(菊地誠道君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

○町長(佐藤吉彦君)(登壇) さきの臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。なお、次の2点について補足いたします。

1点目は、個人住民税の課税事務誤りについてであります。

令和3年度の個人住民税の課税事務について、専従者給与や扶養控除のシステムへの誤入力、確定申告書の入力漏れ等により、課税内容に誤りがあることが判明いたしました。

この誤りにより、個人住民税のほか、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料において増額更正が48件で444万6,100円、減額更正は50件で274万300円、あわせて93件、影響額は718万6,400円となったほか、医療費の一部負担金の割合も変更になる等の影響が生じております。

このたびの課税誤りにより、納税者の皆様、町民の皆様には多大なご迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

誤りが判明した後の対応につきましては、課長等会議等を開催し、各課所管の行政事務への影響把握を指示するとともに、8月12日から18日までの期間において、税務課長と担当者で41名の方々のご自宅を訪問し、内容説明とお詫びをしたほか、訪問を不要とされた20名の方々にはお詫びの文書を送付し、7名については役場において説明とお詫びをする等の対応をしております。

今回の誤りの原因は、個人住民税の当初課税事務において、給与支払報告書や確定申告書等の課税資料がシステムに正しく反映されているかどうかの確認作業が不十分だったことによるものであります。

今後の防止策としては、係全体で事務全般に対する認識を共有する中で、マニュアルの点検・整備、チェックシートによる事務の進捗状況の把握と見える化を図り、これまで以上に確認作業に取り組む体制を整え、再発防止に努め、信頼回復に取り組む所存であります。

ご迷惑をおかけしました方々に対しては、心からお詫び申し上げ、報告とさせていただきます。

2点目は、高齢者の新型コロナワクチン接種が終了いたしましたのでご報告いたします。

新型コロナウイルスの予防接種は65歳以上の重症化を防ぐため、本町では、5月12日に1回目の接種を開始し、一部高齢者の接種が8月にずれ込みましたが、希望する高齢者への接種が終了いたしました。

当初は予約枠が少なく、電話をしても予約できないなど高齢者の方々にご心配をおかけしたところではありますが、ワクチンの安定供給による募集枠の増加とともに事象も改善し、移動手段の無い高齢者へのデマンド方式による移動手段の確保等を行い、また多くの医師の協力のもと数名の副反応による経過観察はありましたが、事故もなく終了することができました。

なお、8月末における、町内高齢者の接種率は、1回目84.4%、2回目が83.3%となっております。

また8月からは基礎疾患や町独自の優先枠として学校教職員・保育職員・町営やスクールバスの運転手等の接種を進めるとともに、若年層の感染状況が悪化していることから40代以下に先駆けて12歳以上高校生以下へ接種券の送付及び予約開始を行ったほか、9月1日には、すべての年代への発送を完了しております。

8月末の町民への接種状況は、医療従事者の先行接種分を含め、1回目終了が54.7%、2回目は42.0%となっております。

最終的な接種完了は10月30日を予定しており、それ以降の接種につきましては、町立病院での個別接種を念頭に、その対応を現在調整中で、詳細が決まりましたら、改めて周知を行い希望する方への接種を進めてまいります。

今後も接種事業の終了まで、町民が安心できる環境の構築に取り組んでまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いします。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

(何事かいう声あり)

○町長（佐藤吉彦君） すみません。先ほど1点目の個人住民税の課税誤りの報告の中で、影

響額の件数が93件と発言していましたが、98件の誤りでしたので訂正させていただきます。

○議長（菊地誠道君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 令和3年第3回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物を持ちまして詳細にご報告しておりますが、以下3点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、外国語指導助手の交代についてであります。

令和元年7月から外国語指導助手として活躍されていたアーカート・マーガレットさんが任用期間満了により、去る7月28日に退職されました。

その後任には、語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）の新規招致希望を申込んでおり、現在任用者の決定連絡を待っている状況であり、決定後は速やかな来日の手続きを進めます。

2点目は、児童・生徒のいじめに関する状況調査についてであります。

町教委としましては、「いじめはどの地域、どの学校でも起こり得る」という認識のもと、年2回の調査を実施し、よりきめ細かく実態を把握し、いじめの早期発見・早期対応と未然防止に役立てております。

6月に実施しました、今年度第1回目の結果についてご報告いたします。

まず、「4月から調査日までに、いやな思いをしたことがある」と回答した児童生徒は、小学生で約16%（58名）、中学生では約5%（10名）でした。

また、「どんなことをされましたか」の問いに対しては、「冷やかしやからかい、悪口」が小・中学校ともに最も多く、小学校では「仲間外れ、無視」が小・中学校ともに続いています。さらに、「いやな思いをしたとき誰にも相談しない」と回答した小学生が約5%（16名）、中学生が約14%（27名）となっており、相談体制の確立とともに、児童生徒の援助希求的態度の育成、相談窓口の積極的な周知についても課題として捉えております。

しかしながら、「いじめはどんなことがあっても許されないことだと思いますか」の問いに対して、小学校で約94%、中学校で約93%の児童生徒が「そう思う」と回答しており、児童生徒のいじめ問題に対する正しい理解や意識が醸成されていると捉えています。

この調査では、本人が「いやな思いをした」と感じたものは全て取り上げ、指導の対象としており、調査結果については、全家庭に配布し、家庭と情報を共有しています。

今年度も町内の各小中学校では「児童生徒によるいじめ根絶1学校1運動」に取り組むとともに、「標茶町いじめ根絶子ども会議」を各学校の交流の機会として位置付け、児童生徒による主体的な活動を育てる取り組みを行い、いじめの未然防止・早期発見、早期対応に努めてまいります。

3点目は、児童生徒が各種大会において、入賞等の好成績を収めましたので、ご報告いたします。

7月28日～30日に、厚沢部町で開催された第49回北海道中学校柔道大会に、標茶中学校生徒3名が女子団体戦に出場し、第3位の成績を収めました。また、同大会、個人戦、女子63キロ級に出場した標茶中学校2年浦川雪菜さんが第3位の成績を収め、男子50キロ級に出場した標茶中学校3年の石川 侑さん、男子73キロ級に出場した標茶中学校1年の武山幹大さんが、そ

れぞれベスト8と健闘しました。

7月30日～8月1日に、苫小牧市で開催された第51回北海道中学校バレーボール大会に、釧路地区合同チームのメンバーとして標茶中学校2年筒淵凌空さん、標茶中学校2年加藤大雅さん2名が出場し、予選ブロックを勝ち上がり決勝トーナメント進出、惜しくも準決勝敗退となりましたが、第3位という成績を収めました。

今後の児童生徒のさらなる活躍を期待するものです。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの、口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。

ご質疑ございませんか。

本多君。

○9番（本多耕平君） 先ほど町長の報告の中でワクチンの関係で、高齢者が終了したという報告がございました。その達成率は1回目は84.4%、2回目は83.3%という報告を受けました。しかし、単純計算で16%前後の人は高齢者が本人の意思でしていないということなのでしょうか、その辺の説明をしていただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） 実務の部分でございますので担当のほうからお答えさせていただきますというふうに思います。

高齢者のワクチンの1回目と2回目の差という部分でいきますと、高齢者につきましては、受けにくい環境があったことで、基本的に受けていない方に関しては、受けられる環境が整った時点で全ての方に文書でお知らせをしております、基本的に受けたい方に関しましては全て受けられたものと判断をしております。ただ、1回目と2回目の差という部分でいきますと、期間が長いものですから、1回目を打ったときの副反応がひどくて2回目を打たないですとか、それぞれ個人の意向に沿ってやった結果でございますので、その分については差がでて仕方がないものだというふうに判断をしているところでございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時17分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎総務経済委員会所管事務報告

○議長（菊地誠道君） 日程第4。総務経済委員会所管事務報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松下君。

○総務経済委員会委員長（松下哲也君）（登壇） 総務経済委員会所管事務調査報告書について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告いたします。

総務経済委員会所管事務調査報告書

調査日時、令和3年8月18日。調査場所は標茶町茶安別地区町有林、標茶町塘路地区町有林、役場議員室でございます。

1、調査事項、町有林・林道の現状と今後について

2、出席者は記載のとおりであります。

3、調査の経過及び内容

現地視察（林業専用道茶安別7線、8線、10線及び塘路地区土地購入森林）を行い、資料に基づき説明を受けた。本町の行政面積の55%が森林であり、うち町有林は8%、国有林43%、私有林等49%となっております。機能別に水源涵養林、山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林、木材等生産林に分類され、それぞれ森林の姿を目指しております。町有林（直営林）の現況は特に人工林2,320ヘクタールの樹種割合は、カラマツ52%、トドマツ34%、アカエゾマツ9%であり、齢級別では10齢級（46年生以上）のカラマツが67%に達している状況である。維持管理の造林、保育事業は計画的に実施されている。林道の整備も国の補助金を有効に活用して実施されている。

4、委員会の所見

本町の町有林、特に人工林に関しては齢級別、面積別樹種構成図より人工林カラマツ全体の面積1,204ヘクタールに対して概ね間伐期を迎える10齢級（46年生）以上の割合が約67%を占めていることから、長伐期化と計画的な間伐を行い、齢級構成を平準化することで毎年安定した木材の生産と施業量を確保していく必要がある。

町有林のあり方としては、採算性を追求すると非常に難しいものがあるが、自然環境の維持を大前提として維持管理作業の就労の場の確保という大きな役割を果たしている。私有林を含めた広大な森林面積を有しているが、その管理には相当な知識と経験、技術を有した人材の確保・育成が不可欠である。そうしたことから林業従事者や担い手の育成に対する支援を含め対策を図っていく必要がある。

以上で総務経済委員会所管事務調査報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、総務経済委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎一般質問

○議長（菊地誠道君） 日程第5。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

鴻池君。

○11番（鴻池智子君）（発言席） では、通告に従い質問を行わせていただきます。

まず初めに、学童保育に通じる道路に横断歩道を設置すべきということで、学童保育所は平成25年度より現在の場所に移動となり、約30人の子供たちが利用しています。当初から学童保育所へ通う道路は、「危険箇所では」とのことで町に対し横断歩道の設置要望があり、事故も数回起きていと聞いております。

当初の相談が寄せられてから、この間、町としてこの問題に対してどう向き合ってきたのか、また、子供の命を守るため道路状況の検証、安全確保のために今後どのように取り組んでいくのかを伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、鴻池議員の学童保育に通じる道路に横断歩道を設置すべきのお尋ねにお答えいたします。

ご質問の学童保育所は、旧町立幼稚園に設置している標茶学童保育所と拝察しますが、経過としましては、平成25年度より現在の場所で開設をさせていただいておりますが、平成25年2月に通所する道路の安全対策上の要望が寄せられております。

1点目のご質問の町としてこの問題にどう向き合ってきたかについてですが、平成25年2月に標茶地区学童保育運営委員会会長、標茶小学校PTA会長、標茶小学校校長の連名により横断歩道の設置要望がされています。町としましては設置要請を関係機関に実施してきたところですが、回答としましては、横断歩道の必要性は認識しているものの、現在の歩道の幅員が基準に達していないことなどにより、残念ながら設置には至っておりません。

2点目の今後どのように取り組んでいくかというご質問についてですが、引き続き関係機関に要請することはもちろんですが、横断に当たっての安全性を高めるための手段を検討しているところです。

付近を走行するドライバーに対し、その時間帯には学童保育に通う子供たちがいることを認識していただき、通行時の配慮等を促すことも必要と認識しており、対策の一つとし、横断注意などの看板が設置できないか検討しているところですので、ご理解願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○11番（鴻池智子君） 今後も引き続き前向きに検討していただけるということで認識はいたしました。今年4月に私がこの問題を町のほうに伺ったときには、要望書を出してはいるけれども、その後あまり進展がないというような話もありました。

そこで、しつこいようですけれども、何度か相談をさせていただいたのですけれども、そのときに、まず町長自ら動いてくださったということに関しては、感謝いたします。具体的に、看板等ということもありましたけれども、道路に文字を書く、減速とかという、何かそういうことというのは町としてはできないものなののでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 担当からお答えさせていただきます。

それも方策の一つだと思っています。

ただ、例年、町長が交通安全対策、交通安全の施設を、町長自ら弟子屈警察の所長のところに行っていたら要請活動を行っていて、なかなか基準、幅員がというところで公安委員会としてもなかなか設置が認められていないというのが現状でありまして、必要性は認識していただいている。警察のほうも現場に入って、実際に状況を確認していただいているということも数度ありまして、過日、担当課長から私どものほうに、どういったことが問題なのだというところも丁寧に説明いただいています。

その中で、私ども平成25年から例年要請して、いまだに設置に至っていないという状況ですけれども、まずはできることが何なのかということを考えておりまして、議員おっしゃられた道路に直接何か文字を促すということも、一つの対策かなというふうに考えています。

私ども今考えているのが、ちょうど勤労者会館の駐車場に植栽ですが何か所か点在しているかなと思っています。そこをうまく活用させていただいて、注意喚起をする。あるいは総務課が所管させていただいています安全協会ですとか事業所の方々、それから町長が会長になっていきます交通安全運動推進協議会、そういった方々に対して、やはりハード面ではなくてソフト面でこういう、あそこは学童だけではなくて児童館にもなっていますので、そういった方々に対して、その時間にはそういった子たちがこのルートを通ると、ですので、優しい運転をお願いしたいということも含めて、そういったソフト面の対策をまずできることを中心にやってみようということで、担当のほうでは検討しているところでございますので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○11番（鴻池智子君） 分かりました。

引き続き、子供たちの命を守るということを優先した考え方で取り組んでいただきたいと思っております。

では、次の質問に移らせていただきます。

2つ目の質問ですけれども、墓の維持に不安のない合葬墓の建立を進めるべき。

近年、お墓の維持が困難との話を町民の方から多く聞かれるようになってきています。少子高齢化や子供たちに負担をかけたくないとの理由からです。それにより合葬墓をとの町民の要望が高まっているようです。

合葬墓に対しては、同僚議員より同様の質問がありました。身寄りのない人も納骨ができ、墓を引き継ぐ人がいない人も安心して利用できる町民墓のような合葬墓の建立に取り組むときが来ているのではないかと考えるが、町としての考えを伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、鴻池議員の墓の維持に不安のない合葬墓の建立を進めるべきとのお尋ねにお答えいたします。

生活様式や価値観の多様化、少子高齢化などにより、社会環境が変化する現状においても、個人のお墓の継承や管理に行政が直接関わっていくことに疑問を持つ方がいますが、生涯にわたり安心して暮らせるまちづくりの施策の一つとして、また、埋蔵方式の選択肢として合葬墓の必要性は認識しているところであります。

平成29年第4回定例会、令和元年第3回定例会及び令和2年第3回定例会におきまして、議員ご指摘のとおり、一般質問の答弁として検討していくと答えているところですが、いまだ材

料が少なく、意見を聞く予定としていました関係団体や関係者への接触がコロナ禍である現状において見いださせていない状況であることなどにより、時間を要している状況にあります。

一口にお墓の維持が困難といいますが個々の事情は様々であり、その一つ一つを整理しながら都度方向性を見いださなければ支障を来すというのが、今までの検討で感じてきたところでもあります。一番難しくしているのが、主に精神的な部分で、祖先とは、墓守とはといったものについては世代や家族に対する意識により大きく違い、これが一様にお墓は誰が守ってもよいという発想になれば、合祀ということはごく自然なことだと思いますし、引取りのない遺骨を行政が対応することについても異論は出ないと思います。しかし、ただ単に子供に負担をかけたくない、お金がかかり過ぎるといった内容で墓守ができないということになると、多くの人に理解を頂けるのか難しさを感じているところでもあります。

このような考えの下、今考えつく合葬墓の設置方法につきましては、焼骨のみを直接納め、行政として一切の供養を実施しないことを基本に進めるものになるのではと考えております。

今後におきましても、関係者の意見を聞き、他の自治体の状況も参考にし、事業の方向性を見いだしてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○11番（鴻池智子君） 今の町長の答弁は理解をいたしました。

やはり身寄りがいない人というのは、自分が亡くなった後どうしたらいいのかという不安を持って自分の最期を迎えるというところに何か大きな不安を抱えているというのが、私としても感じました。

それで、近隣町村でもそういう合葬墓を設置しているところもありますので、町長が今言いましたように、そういうところの意見とか内容もきちんと掌握していただいて、やはりこれ、精神面ということもありましたけれども、そういうのも含めまして、町としても何か手だてができたらお願いしたいなと思います。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

今、鴻池議員からご意見ありました件につきましては、私どものほうで素案というか、こういった内容をもって各関係機関のほうにお話を持っていったらいいのではないかというような内容を、今、検討しているというところがございますけれども、例えばこの中で一番どういった方が利用されるのか、利用できるのかといった面、それから手数料、管理料、これをどうするのかというところで、なかなか先ほど町長が答弁した内容によっては難しいのかなと思っております。

例えば、本町に住民票がある方がいいのか、例えば本籍がある方がいいのか、そういった面も含めて、ただ、やっぱり身寄りのない方、お墓を引き継ぐ当てがない方については何らかの対応が必要であるというふうには認識しているところですが、そういった面を整理しながら関係団体者の意見を聞きながら検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきます。

（「分かりました」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○11番（鴻池智子君） すみません。

では、今後も引き続きこのお墓のことに関しては、前向きに検討していただきたいと思います。

質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で11番、鴻池君の一般質問を終了いたします。

黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君）（発言席） 私は、通告に従って1点質問をいたします。

表題は、町道西熊牛北幹線の改修についてでございます。

生乳の集荷路線として磯分内ホクレンクーラーステーションは、毎日360トンの生乳を30台のミルクローリーが本州に送乳する集荷基地となっております。

ここ数年、西熊牛北幹線の町道の急勾配の坂道が非常に問題になっているため、釧路西港、苫小牧港、小樽港に時間が限られて走行するドライバーは、この場所が非常に危険で困っている、難渋しているという状況であります。

特に、クーラーステーションから1キロぐらいのところは、皆さんも通って分かっているように、木が生えていて日陰で、あそこはSカーブですから、トレーラーが上るときに非常に大変だと。早く上ることもできないし、一番難しい道路であるというふうに言われております。

それから、上ったところのクランクのところでは、道路が変形しているためにハンドルが取られるという話もございますので、2年前から地元から改良を要望してございますが、いまだこの場所の測量等も見受けられないので、計画はどのように進んでいるかについて質問をいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 10番、黒沼議員の町道西熊牛北幹線の改修についての質問にお答えいたします。

ご質問の町道につきましては、議員ご案内のとおり、磯分内地区と中御卒別地区を結ぶ延長約10キロメートルの幹線町道です。

本路線の舗装工事は、平成9年度に全区間の工事が完了しており、完成から20年以上経過しております。

改良の計画につきましては、道路の勾配やカーブの大きさなどは、道路構造令の基準を満たしているため、現在の補助事業のメニューでは、勾配緩和などの工事については採択が難しい状況であります。

路肩部分のわだち掘れについては、車両の大型化や交通量の増加はもとより、当時採用されていた道路の断面形状に起因すると判断しており、路面性状調査の結果により、舗装個別施設計画を策定し、令和元年度より損傷の激しい区間から路肩部分の路肩工を含め、全面的な補修を実施しております。

また、並行してわだち掘れ部分にレール上にパッチングをする方法により補修を実施し、安全に通行できるよう努めておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君） 今、なかなかこの場所はそう簡単には改良工事は今のところできそうにないというふうに私は受け取りましたが、どんどんこの道路は交通量が増えております。こ

れは本州に牛乳を送るという性質上、元日も、よほどのフェリーが止まる時でなかったら牛乳の集荷が、送乳が止まることはない状態で、磯分内にあの交差点、消防のところから交差点、弥栄線、上磯分内線、標茶線と、全部あそこを通過して雪印工場、それからホクレンクーラーが、鶴居が合理化して標茶、磯分内に集荷するようになったものですから、朝3台、鶴居からクーラーステーションに牛乳も来ておりまして、午後になったらほとんどぴたっとミルクローリーが止まる状況ですけれども、朝7時から本州に牛乳が移送されますから、もう前の日から、それか朝5時頃からタンクローリーが列をつくって牛乳積込みを待っていると。

それで、今、私が見ているところ、道路が危ないときは瀬文平を通過して五十石を通過して向かっておりますが、やはり距離が近いのですね、先ほどの説明で中オソを通過と。それで、どうしても日本海回りのほうが、時間も限られているということで、小樽港などへ行くのはこっちを通過しているというのが、ホクレンの責任者のお話でした。やはりあの道路は、車は4段変速ぐらいですけれども、ローギアでないとならないのですね、急で。これ、どうしてこんな道路を造ったのかなというふうに地元の人が嘆くぐらい、農家の人も、冬、乗用車で行き来するときも苦労しております。

今、町長からは今のところやる予定がないというような話でしたけれども、それでは困るのです。タンクローリーの人も、今、レール状の溝にアスファルトを平らにしているから当面それでやってくれというようなことですけれども、それもかなり路盤が弱いから舗装がへこむ、そういうことでありまして、先ほど私が言った坂を上り切ったところのクランク状は、道路が左側が側溝のほうにへこんでいる場所があって、ハンドルを取られてしまうと。牛乳は、朝、あの地区、いろんな業者が、鶴居の車、それから標茶の方、磯分内の牛乳運びの人ら、みんな通りますけれども、本当に何とか直せというふうに私が厳しく言われているので、これについては今もう冬に向かいますから無理だろうと思うのですけれども、来年にでもこの道路を、ほかのほうを少し待ってもそここのところをやれないかどうか、これについてお話を聞きたいと思えます。

それから、冬、霜が降ったら塩カルをまくわけですけれども、ここの場所は塩カルの効き目がないということで砂をまいてほしい、そういうふうにホクレンの責任者がおっしゃっていましたので、これについても、やはり特別にあの場所は日陰ですから、できるかどうかについても伺いたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 改良の計画の質問についてなのですけれども、私のほうからお答えいたします。

先ほど町長の答弁にもございましたけれども、ここの路線は（当時の）道路造った当時の道路構造令の基準に基づいて、その当時の各事業の基準に基づいて造っておりますけれども、今回その部分について当時の図面等を引き直して勾配等を確認したところ、現在の道路構造令の中でも基準の中に収まっている勾配とカーブの大きさなものですから、先ほど町長が申しましたように、なかなかそういうのに合致するような改良工事ができるような補助メニューの事業が少ないというのが実情でございます。

それで、今現在なかなか新たな改良補助事業はきついのですけれども、今、舗装の補修とかという部分でいきますと、今、中オソのほうが、先ほど町長も申しましたように、舗装の性状

調査、路面の状態、例えばわだち掘れとかクラックとか、平坦性とかというところを総合的に判断したときに、どこが悪いかというところを判断して、それで中オソのほうから全面的な舗装の補修を実施しております。それと並行して、先ほど議員申し上げましたとおり、わだち掘れの部分については、レーン引きのパッチングを実施しておりますけれども、議員ご指摘の坂を上ったところについては、私どももちょっと認識しております。去年できればよかったのですけれども、去年ちょっと予算が足りなくて、もっとひどいところを先にやったものですから、ちょっとその部分に至らなかったという部分についてはおわび申し上げたいと思います。

冬期間の関係なのですけれども、冬期間については、今までも防滑剤の散布は朝しておりますけれども、確かに朝、日陰の部分で日当たりが悪くてローリーが上れないというのが年に何回かあるということは報告を受けています。直接私どもに来るのが、上れないとなってからしばらくしてから来るものですから、その時期に砂が、時期に合わせてまけるといのがなかなかできないものですから、前の日から今日はちょっと天気がいいので明日危ないぞというときには、前もって業者さんのほうには出動をお願いしているのですけれども、なかなか全部が全部対応できなかったという部分がございます。

それで、今後につきましてですけれども、今までどおり砂と塩カルを混ぜた防滑剤をまいていくとともに、先ほど来申し上げられています日陰になる部分についてなのですけれども、道路敷地内の部分ののり面の木、立木については、もし伐採して日当たりがよくなった場合に、雪、路面の状態をよくする効果があることも考えられますので、その部分の検討もしながら、安全に通れるような維持作業に努めてまいりたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君） 私も立ち会っているいろんなお話をしたいですから、本当は係の人が地元の町内の役員の人やなんかと道路のどこが悪いというのを調査のとき立ち会ってもいいぐらいに私は思っていますので、ひとつ、あの坂は1年に何回か上り切らないでバックして、そして上れないと瀬文平線を走っていくというようなことでございますので、また、このことは機会があったら伺いたいと思いますので、この質問はこれで終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で10番、黒沼君の一般質問を終了いたします。

深見君。

○8番（深見 迪君）（発言席） 質問いたします。

教員の免許更新制についての質問であります。

教員免許更新制は、教育現場や教育関係者、全国市長会等の反対の声を押し切って2007年に法制化され、2009年から実施されてきましたが、文部科学省は8月23日に、教員免許更新制度の在り方を議論している中央教育審議会の小委員会に、この制度の廃止を柱とした「審議まとめ案」を示しました。

この制度はいつ廃止されるのか、その見通しを伺います。また、現在、更新講習は実施されていないのかも含めて伺います。

教員免許の資格があっても、10年ごとに大学などで30時間以上の更新講習を受講しなければ免許が失効するこの制度は、教職員の多忙化に拍車をかけ、退職教員の免許が失効することで産休、育休などの代替教員の確保の障害にもなってきた。これが実態であります。

更新講習の内容も、「目新しい内容がない。一体何のためにやったのか」など受講した教員

からの声も報道されています。これは道新で報道されました。免許更新講習は、教員の負担も深刻なものでありました。

異常な長時間労働はまだまだ改善されていない中、その下で自ら休みを取って受講し、受講料、交通費、場合によっては宿泊費まで自己負担するのが「更新講習」の実態でした。

文部科学省の今年の調査では、半数を超える教員が「廃止すべきだ・意義を感じない」と回答しています。「審議案まとめ」も同様の見解を示しました。

この制度は効果がなく弊害が多かったと考えますが、いかがでしょうか。

文部科学省の制度廃止方向の「まとめ案」の一方、教員の研修受講履歴の管理のため教員一人一人へのID（識別番号）付与も明記されています。そこでは、一定水準の研修を受けていないと教育委員会や学校管理職が判断した教員に対しては受講を命じ、従わない場合は懲戒処分の対象とすることもあり得るとしています。

このようなことはあってはならないと考えますが、いかがですか。

また、教育現場での同僚教員との研修、町単位での研修こそ実りある研修と考えますがいかがでしょうか。

今回の免許更新制度は、10年程度で廃止、いわゆる「ゆとり教育」も教育現場の声を無視し踏み切って結局は方針転換をせざるを得なかったこと、学習指導要領の改訂、教科書検定など、国が教育内容にあまりにも介入し過ぎ、その結果、次々にその方針を変えざるを得ない状況を見ると、教育の自主性が守られているとは到底思えませんが、いかがでしょうか。所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 8番、深見議員の教員免許更新制は効果がなく、弊害が多かったと考えるが、その評価についてのお尋ねにお答えします。

1点目の教員免許更新制度の廃止時期についてですが、議員ご案内のとおり、文部科学省は教員免許更新制度の在り方を議論する中央教育審議会小委員会に同制度の「審議まとめ案」を示し、了解されたことから、教育職員免許法改正案を来年度の通常国会に提出し、最速で令和5年度にも更新制度は廃止となる見通しであります。

また、更新講習は現在も実施されております。

2点目の教員免許制度の効果、弊害についてのお尋ねですが、文部科学省は今年4月、5月に現職教員を対象に免許更新制度についてのアンケート調査を行い、その結果では、総合的に満足感を示したのは約2割、否定的な回答は約6割を占めております。

また、受講した内容が教育現場に役立っているとした割合は約3割、制度の廃止を求める回答が5割を超え、そのほかの意見として受講料の負担や時間的、精神的な負担、多忙の要因など出されておりました。

また、「審議まとめ案」では、一定の成果を上げつつも、学校の働き方改革が求められる中、最新の知識、技能の習得につながっていないことや、教員や管理職等に負担が生じ、教師の人材確保に影響をもたらしていることが示されており、その考えに同じくするものであります。

3点目の「審議まとめ案」について研修受講履歴の記録管理、履歴を活用した受講の奨励の義務づけについてのお尋ねですが、まとめ案では、教師の学びたい気持ちを大切に主体的、意欲的な教師の学びを実現する新たな教師の学びの姿に向けた方策として、具体的な内容の検討

をすべきとしており、今後、文部科学省において具体的な内容である研修受講履歴等の記録及び管理の範囲等について検討されますので、その動向を注視してまいりたいと考えております。

また、身近な課題を中心とした校内研修や町教育研究所などで行う町内の研修については、教員にとって貴重な研修の機会であり、今後も充実に向けた支援対応をしてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

4点目の国が教育内容にあまりにも介入し過ぎて教育の自主性が守られているとは思えないのではないかとのお尋ねですが、国は、全国的な教育水準の維持向上や教育の機会均等を確保するため、教育制度の枠組みの設定や学習指導要領等の全国的な基準の設定、教育条件の整備に関する支援等を行う役割を担っており、地方における教育行政に関する事務は、地方自治の本旨に沿って地域の実情に応じ自主性を持って役割を果たしているものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） 私の言葉で言えば、この制度は効果がなく弊害は多かったと考えるがどうかということに関して、ほぼほぼ教育長も同じ考えだというふうに捉えました。

それで、一刻も早くこういう悪い制度はやめたらいいと思うのですが、法律ですから、来年の5年度に廃止という、それまで現場の教員が苦しめられるわけですね。実態としては臨時教員としてまだ正式に採用されていない教員、でも現場ではその臨時教員を物すごく当てにしているわけでしょう。だけれども、臨時ですから、教職に就いていないときは10年研を受ける環境にないということで、ある教育委員会では、そのままうっかり10年研を忘れてしまって、免許を更新できなかったという教員もいたという話も聞くのですよ。非常にこの制度はよくなかったというふうに私は思います。でも、ようやく気がついて、さっきのアンケートでもそうだけれども、あまり役に立っていなかったということで、廃止の見通しがついたということで、その部分ではほっとしていますけれども、ただ、3つ目の質問の中で、こういう研修制度は百害あって一利なしと僕は思うのですけれども、こういう研修制度というのは、やめる方向で、今、動いていますけれども、やめるのならやめるですぱっとやめればいいのに、教員一人一人のID付与も明記されているとか、そういう何かしがみつくようなやり方を、しかもそれに従わなかったら懲戒処分の対象とするなんていうことで縛りつけるという、教育長は今後の動向を注視していきたいと言いましたけれども、これはいかがなものかなと。やめるけれども簡単にはやめないぞというような考えでいるみたいなので、この評価を、今注視したいと言っているのにどうなのだと聞くのも酷なようですけれども、どうなのでしょう。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えをいたします。

最初の答弁で深見議員からの内容で、まとめ案では国でその範囲の部分と細かな部分でその制度について検討すべきということでのまとめ案になっていますので、多分その検討された中で出されるというふうに思います。

ただ、私、全て今回の部分で割合が、駄目なところもありますけれども、研修制度については必ず必要だというふうに認識しています。これからいろんな時代背景が変わる中で、より身近であって、より最新の情報、それによつての指導の在り方、研修の部分が必要でありますの

で、そういった部分をどう構築するかというのがこれからの目的であって、ただ、免許が、今までの免許10年になったら失効するという、そういうある程度その部分はいかかなものかという部分がいろいろ出されていますので、ただ、研修制度をどうやって先生方に確保してあげるとか、それを一番重点的に子供たちに反映できるかということの構築は必要だというふうに認識しておりますので、その辺でこれからの教育環境がより子供たちへの反映にできればというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 私は、今回のこの問題で一番問われるのは、いわゆる私は教育現場の先生方を信頼していますから、教師の自主的な研修、ここを、これは教育委員会としても当然だと思っていると思うのですが、ここが守られなければ、今までそうでなかったのですよ、この免許更新制度というのは。だって、講習をする大学のほうでも面食らってしまって、何をやったらいののだとっておろおろしているという実態も聞いていますし、実際さっきアンケートではっきりしたように、受けた先生方も何の役に立ったのだろうかというような実態も出ているので、先生方のやっぱり自主的な研修、ここが一番守られなければ、押しつけの研修でなくて、この自主的な研修が守られなければ、研修の意味はなさないというふうに思うのです。この自主的な研修、教育こそそういうものが守られてしかるべきだと思うのですが、そういう点ではどうですか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えをいたします。

自主的というのは、もちろんそのように私は理解しています。これまでの多分研修の中で、先ほど申し上げた全体的な評価の部分で割合が、実際には100%悪いという方もいなかった部分もあります。講習の内容がマッチングしないということは、多分実態としてはあったと思います。それぞれ免許更新のための講習だというふうに多分先生方は押さえて、30時間をどうしても2年間でしないとならないという実態がありましたから、自分が求めるものとしてはなかなかそういう実態にはなかったというふうに私理解していますので、そういった部分では、これからそれぞれ今あったいろんな研修の中でどういった研修がそれぞれ必要かという部分では、いろんな選択肢を含めてあるのがいいのかなというふうに私は思いますので、実際には町内の部分での自主的な研修、校内研修あるいは町内の研修、研究所の中でいろんな題材を持ち合わせながらやっておりますので、そういった部分でいろんな幅広な研修の制度があつてしかるべきだというふうに理解していますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） この点での最後の質問なのですが、先ほど私、文部科学省が考え出して現場に下ろしてきた、この免許更新制度もそうですが、ゆとり教育もそうでしょう。もうもめにもめて、そしてゆとり教育では追いつかないみたいなことを言って。だから、振り返れば、学校5日制だって、現場の先生方の意見は全く無視して強行に実施しましたよね。標茶でも実施されたときに、毎週アンケートを取りましたよね。取ったのですよ。休みのとき、どういふふうに過ごしていますかと。最初は月1、次に月2だったかな。それで、だんだん月4回、土曜日全部休みというふうになったのですけれども、土曜日働いている人たちもいますから、土曜日の子供たちの休みになった日の受皿が全く社会的に用意されていない中で入っていったの

ですよね。あれらも含めていけば、ほぼほぼ10年単位で文部科学省が出してきた制度が壊れているのです。ゆとり教育なんか真逆でしょう。学校5日制だって、私立の学校では土曜日学校をやっているところあるでしょう、間に合わないとかと言ってね。だから、そういう点では、私は国が教育内容にあまりにも介入し過ぎるとこういう結果になるのだと。今までのずっと方針を聞いていると、全部失敗して方針転換しているのですよ。

さっき教育長は、それも分かるけれども、全国的な教育水準維持のためにそういうことも必要なのだというようなことおっしゃいましたけれども、だったら、何で学テで序列をつけたりするのか。この間、学テの釧路市の出ていましたけれども、そういうようなことの矛盾が現場では物すごく多い。だから、私は、これは言いづらいか言えないか分かりませんが、国が教育内容にあまりにも介入し過ぎて、教育の自主性が、今、本当に守られていない状況があるのではないかと危惧しているのです。

その点について最後にお答え、所見を伺いたいと。答えづらかったらいいですけども。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えをいたします。

先ほどお答えした趣旨での再度お答えになるかと思えますけれども、それぞれ国の役割、地方の役割等はいろいろあると思えますけれども、実際にはどこに住んでいても教育の部分は子供たちには平等であるべきだというふうに私は理解していますので、ただ、大卒の部分でなかなか国のほうで決めてもらうしかないというふうには理解していますので、その部分で地方にできる、委ねられている部分をどうやってそれぞれ特色ある教育に進めていくか、そういった部分では地域の力を借りながらやっていくのが柱でないかなというふうに理解していますので、その点は各機関よっての役割でそれぞれ進めていくというふうに基本的に考えていますので、その辺でご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 私の最後の質問の趣旨とはちょっと離れた答弁だったかのように思うのですけれども、次の質問に移ります。

今日の教育長の報告にもありましたが、2つ目の質問は、コロナの感染の問題です。

非常に役場も国の方向が最初の出だしがあまりうまくいかないということもあって、かなり町民から厳しい意見や文句も言われたと思うのですが、それなりに町としても努力されて、先ほどの高い接種率、そして全体についても、町としてはチラシを出したように12歳以上も10月の末までには何とかしたいという見通しもついたので、町の努力に感謝したいというか、評価したいというふうに思っていますが、町長の報告にもありましたけれども、私は改めて10代以下のコロナ感染の急増を非常に危惧しているのです。

そこで、標茶の自然を求め、観光客も本町に非常に多く入っています。釧路へ行く途中のサルボ展望台も本当にたくさんの人たちが入っていると。今回、緊急事態宣言に入ってからいろんなところが休館になって、あまり人も入ってこなくなったかなと思うのですけれども、塘路のところも、キャンプ場はもう満杯状態という感じですよ。

それで、そういう夏季休暇、お盆などを経て、少なからず人流もあって、学校を中心に10代以下のコロナ感染が非常に心配だと。どのような手だてを取っているのか伺いたいというふうに思います。

さらに、学校での取組は、現在、デルタ株が主流になっていることや、夏の子供たちの動きなどに配慮したものに強化されているのでしょうか。

3密を避ける取組はもとより、手洗い、マスクなどを含めた指導を行っていると思いますが、児童生徒の特別な活動、例えば部活動など配慮されたものになっているのでしょうか。先ほど教育長のほうから子供たちの運動を通じた活躍が行政報告されましたけれども、これもやっぱり地方に行って、それがすごく心配なのです。そういうことについての配慮になっているのかと。

それから、本町でのワクチン接種の予定は出ましたが、このワクチン接種について重症化阻止効果、効果の持続期間、副反応、また、12歳未満の低年齢層の安全性について厚労省としてもまだ明確にしていらないと思いますが、どのような情報を得ていますか。法整備は行われていますが、国によるワクチン接種勧奨と努力義務について問題を感じます。町長の所見を伺います。

ワクチンについて、従来型ワクチンと異なる遺伝子を体内に入れ、体内で抗原を作らせるワクチンという初めての試みで実施されていますが、心配はありませんか。見解を伺います。

また、ワクチンのみではなく、大規模検査とセットで行うべきというのが、多くの専門家の意見です。特に、学校関係はそうすべきと考えますが、いかがでしょうか。

8月23日、根室管内のほうで非常に多く出たので、「羅臼町まん延防止特別措置宣言」が独自に出されました。釧路市を含め、日常的に本町内外の人たちが往来する範囲で感染者が増加しています。北海道も緊急事態宣言を地域限定ではありますが行っています。このような状況について、町外からの出入りが多い本町としてどのような対策を考えているか伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、深見議員のデルタ株により10代以下のコロナ感染が急増しているが、ワクチン接種の予定はあるかのお尋ねにお答えいたします。

厚生労働省のデータによると、コロナウイルスへの感染者は8月20日に過去最高の約2万5,852人を記録し、穏やかな減少傾向にあるものの2万人前後で推移するなど、感染者数は高止まりとなっています。また、若年者の感染者が増加するなど、8月末の国立感染症研究所の分析結果によりましても、北海道の新規感染者は依然高い水準であり、感染の拡大が継続する可能性があるかと分析しています。

12歳以下の低年齢層の安全性についてどのような情報を得ているかにつきましては、厚生労働省は重症化予防、ワクチン効果の期間、副反応等に係る具体的な判断は示しておりません。また、現時点における12歳以下への接種については、ワクチンメーカー等における臨床試験を行っている等の報道がありますが、12歳以下の子供に対する安全性等に係る詳しい情報は得られていない状況です。

また、国によるワクチン接種勧奨と努力義務について問題を感じるが、町長の所見はどうかということですが、新型コロナウイルスの蔓延予防として予防接種や関連省令等が随時改正されております。コロナワクチンの接種は予防接種法上の臨時に行う予防接種としてその対象者、期間を定めて改正を行っており、16歳以上から12歳以上への年齢引下げは、令和3年5月31日付で省令改正され、6月1日から適用されております。

ワクチン接種の勧奨や努力義務は新型コロナウイルスの世界的なパンデミックに対して、まずはコロナウイルスの蔓延防止、高齢者の重症化防止、医療崩壊を防ぐため、また、ワクチン

接種による集団免疫の獲得など、早期に経済活動を含め、コロナ前の社会生活に戻る手段として開始されるものと考えているところであります。

4点目の体内で抗原を作らせるワクチンという初の試みで実施されているが、心配はないかにつきましては、議員ご指摘のとおり、使用するワクチンの製造方法はこれまではない手法で作られたワクチンであり、長期的な治験もないことから接種者の状況について注意深く見守っていく必要があるのではないかと考えております。

また、ワクチンのみでなく大規模検査とセットで行うべきでないかにつきましては、大規模検査は感染拡大の予測をする上で有効な手段の一つと考えておりますが、ウイルスの検査はその時点での断片的な切り取りであり、継続することが必要となってくるので、検査体制、費用等から住民全体への大規模検査は困難と判断しております。

5点目のこのような状況について、町外からの出入りが多い本町として、どのような対策を考えているかのご質問ですが、まず、釧路総合振興局管内の傾向としましては、東京都や札幌市などの感染拡大地域と往来した方や、感染経路が不明な方から家族や友人へ感染した結果、職場や学校などに感染が拡大したものとなっております。改めて、基本的な感染防止行動を徹底していただくとともに、人と人との接触機会を減らすことが感染拡大を防ぐ手だてだと考えており、このことを町民を含め来町される方とともに取り組むことが重要であると思っております。

国においては、8月25日に特措法に基づき北海道への緊急事態措置の適用を決定しました。この決定を踏まえ、議員ご指摘のとおり、北海道における緊急事態措置を8月26日に決定し、内容について通知を受けたところです。

本町の基本的な考えとしましては、この内容に基本的に取り組むこととし、公共施設における利用時間の短縮、町外者の利用制限、また、町外からの利用の多い施設については完全閉鎖するなどの措置を取り、可能な限り人の流れを抑制することとしました。

また、釧路総合振興局長と釧路総合振興局管内8市町村長の連名で発しました緊急メッセージをホームページ上で掲載するなど、不要不急の外出を控える、混雑した場所への外出を半減させる、特定措置区域との不要不急の往来は控えるなどとする内容について、お願いという形ではありますが、周知しておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 引き続き、教育委員会に関するご質問にお答えします。

議員ご案内のとおり、8月に入り全国の二十歳未満の感染者数が今週のピーク時の4倍を超え、道内においても部活動でクラスターの発生が相次ぐなど、子供同士の感染が増えております。二十歳未満の大半はワクチン未接種のため、感染力の強いデルタ株の流行が二十歳未満の感染者数を押し上げた可能性があるかと分析されております。

1点目の学校中心に10代以下のコロナ感染が心配であるが、どのような手だてを取っているか、また、強化されているかに関するお尋ねですが、北海道がまん延防止等重点措置区域、その後、緊急事態措置区域に追加されたことにより、道教委から「学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた教育活動等について」の通知が発出され、各学校においても衛生管理マニュアルに基づいた感染症対策の徹底を図り、学校教育活動では、感染防止対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は行わないこと。児童生徒と同居家族の感染状況を即時に把

握し、学級、学年、学校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。学校行事を中止、延期、縮小する。部活動は、全道、全国に直結する大会等に出場する部活動に限り、活動場所は自校内に限定するなどの対応を講じております。

2点目の部活動など特別な活動に配慮したものになっているかのお尋ねですが、学校教育活動の一環として行われる部活動については、感染症対策と部活動の両立を図り、学びの機会を保障していくことが重要であり、部活動の大会等においても、生徒にとって日頃の活動の成果を発揮できる貴重な機会であり、十分な感染防止対策を講じた上で、できる限り実施することとしております。

しかしながら、部活動によるクラスターの発生が相次いだことなどから、感染リスクの高い活動は行わない。健康状態の多重チェックを日常的に行う。合宿など泊を伴う活動は自粛する。全道、全国に直結する大会等に限る。また、部活動中、支障のない限りマスクを着用する。部活動前後の会食は控える。活動終了後、速やかに帰宅する。健康観察を徹底するなど、発熱の有無にかかわらず風邪症状等がある場合は部活動を休み、自宅等で療養する。更衣室では、できる限り換気に努め、マスクを着用し、会話は控える。水分補給用のボトルやタオルなどの共有はしないという活動に配慮した感染防止対策をしております。

4点目のワクチンと大規模検査をセットで行うべきと考えるがどうかのお尋ねですが、ワクチン接種につきましては、12歳以上の児童生徒を対象に接種券の先行送付がされたところであり、保護者の同意の下、希望者に接種を行う手続を進めております。

大規模検査とセットで行う点については、早期発見、早期対応が図られ、感染拡大を防ぐ観点からは有効な手段と考えますが、抗原簡易キットによる検査についても、検査を実施する体制や教職員への過度な負担がかかることへの懸念や必要な検査キットの調達についての課題などがあり、大規模な検査とセットで行うことは難しいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） 1つ教えていただきたいことがあります。

予防接種法及び新型インフル等特措法の整備がされましたけれども、この中で新型コロナワクチンの接種事業として接種勧奨を実施、接種を受ける努力義務というのがあちこちに出てくるのですが、これはどの程度のものなのか、どういう意味なのか、これをちょっと教えてください。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） 接種勧奨についてのご質問なのですが、予防接種法、特に今回のコロナワクチンに関しては、通常のインフルエンザとかと違いまして、臨時の予防接種ということで、来年の2月28日までの期間を限定して、期間とそれから年齢、それを指定して接種を進めるというところでございます。

勧奨の部分につきましては、私どものほうでは通常の国の指導の下に、要は対象者に対して無料の接種券を送りながら接種の機会を通じて勧奨を行っていくという部分ぐらいの勧奨というふうに捉えているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） あと1つなのですが、これ私、非常にいろんな本を読んでちょっと疑問に感じていることなのですが、先ほど町長のほうから今のワクチンはということでご説明がありました。

これまでのワクチンというのは、ウイルスやウイルスの一部を不活性化というか、病原性をなくした上で接種して免疫をつけるものだったですね。ところが、今回のワクチンは、遺伝情報の一部を体内に入れ込んで、そして体内でウイルスの一部が作られ、免疫ができると。だから、今、一般的に行われているアストラゼネカ、ファイザー、モデルナ、これ全部そうですね。これについて心配はないだろうかと言ったら、町長の答弁は注意深く今後見ていきたいという答弁でしたよね。これについての情報というのは全然来ていないのですか。急いだということもあったと思うのですけれども、今までのワクチンと全く違うスタイルで、遺伝子の世界でのワクチン接種ですね。それは情報はどういうふうになっていますか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、今回のワクチンというのは、遺伝情報を一部書き換えて、それを体内に入れて、その中で抗体を作っていくという形のワクチンで、ちょっと私のほうも調べてはみたのですけれども、これまでに世界的に大規模に接種したワクチンというのは今回が初めてであると。一部狂犬病なんか適用した例はあるみたいなのですけれども、世界的に見ても今回初めてのことであるということでございまして、なかなかこれまで一般のワクチン、先ほど議員のほうからご指摘あったように、不活化のワクチンですとかという部分でいきますと、毒性を取り除いた上で人体に適用する。その中でもアレルギー反応ですとか、いろんな部分はあるのですけれども、ウイルス自体の毒性はないという形で体内に入れているという形でございます。

その辺でいくと、なかなか今のワクチンとどうだというふうなご質問だというふうに理解はしているのですけれども、まだ始まったばかりですし、実際に接種をして一定程度の副反応というのはあるのですけれども、私どものほうとしても、まだまだこの先どうやって、どのようにその辺を管理というか、調査をしていくかというところを含めて、まだまだ不確定要素が大きい中での使用だというふうに考えているところでございまして、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） すみません、課長が手を挙げました。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） 補足で私のほうから、対策本部になっているということで説明させていただきます。

米ファイザー社と米モデルナ社のワクチンにつきましては、新型コロナのタンパク質を人の細胞内に作成して免疫反応を促すというものでございまして、アストラゼネカの部分につきましては、別のウイルスに新型コロナの遺伝子を登載して投与するということなので、ファイザー社とモデルナとアストラゼネカは若干違うというところがございます。今、国立感染症研究所においても、随時有効性を調査しながら進めているというふうに聞いておりますので、先ほど担当課長からも説明ありましたように、今後その状況を見ていきたいというふうに考えてお

ります。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 私ももう打ってしまいましたから、これ以上質問しても意味がないかなと思うけれども、本当にこういうワクチンがいいのかどうなのかということは注視していく必要がありますよね。

その上に立ってということではないですけども、3つ目の質問に入りたいと思います。

簡単な質問ですが、私、オモチャリ川のところを毎日見ているのですが、しゅんせつして本当に底までさらった後の土砂のたまり具合が非常に激しいということで、内水氾濫防止の取組の一環としてあれは行っているわけですけども、しゅんせつに限らず内水氾濫についての進捗状況をまず聞きたいなど。

それから、オモチャリ川のしゅんせつは大体どのぐらいの間隔でしゅんせつする予定があるのか。本当は分かればどのぐらいの費用がかかったのかということで、私この質問通告した3日ぐらい後にきれいに柳の木も草も刈られていてよかったなと思っているのですが、その辺を伺いたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、深見議員の内水氾濫防止の取組は進んでいるかの質問にお答えいたします。

以前にもご質問あるいは総務経済委員会でも取り上げていただきました内水氾濫の対策についてですが、ハード、ソフトの両面から対策を進めているところでありますので、現状についてお答え申し上げたいと思います。

まず、ソフト対策ですが、これにつきましては、災害が発生する前に避難を完了するということを目的として、平成30年10月に策定した釧路川水害タイムラインの見直しを進め、本年3月に改定作業を終えているところです。

まず、住民への情報伝達という点では、現在、戸別受信機、これは製造工場の火災により工期の延長についてご理解を頂いているところですが、令和5年3月末までには全戸配付を完了する予定でございます。

また、一人で避難できない方を誰がどこに避難させるかということに併せ、町職員だけでは避難所の運営も人員が不足することが予想されるため、町内会との連携あるいは情報共有が必要との考えにより、町内会との協議あるいは研修につきましても予算化させていただいており、開催を計画しておりますが、コロナ禍ということもあり、開催ができずに至っております。状況を見ながら開催を検討している状況でありますので、ご理解をお願いします。

また、本町の土木建設業協会とも災害協定に基づき、連絡体制の構築を図ってきており、定期的な打合せを実施する予定となっております。

一方、ハード対策では、オモチャリ川、スガワラ川のしゅんせつなど、現場の状況に応じ、実施しているところです。また、過去の水害の分析に基づく内水処理計画の策定を進めているところです。以前から一刻も早く対策をとのご指摘を頂いておりますことも踏まえ、準備作業を進めているところでありますので、ご理解願います。

また、釧路開発建設部では、堤防の強化対策の実験が進められております。この実験の結果

にもよりますが、堤防の一層の強化に向けた取組が進むよう要請してまいりたいと考えているところです。

また、本年3月には本町に2台目となる排水用ポンプ車が配備されており、災害時の迅速な配備要請に応えていただけるものと期待しているところであります。

本年5月には流域治水関連法が公布され、釧路川の流域全体で早急に実施すべき対策の全体像を流域治水プロジェクトとして示し、ハード、ソフト一体の事前防災対策を実施することとなっております。本町もこの釧路川流域プロジェクトのメンバーとして参画することとしており、標茶市街地の内水対策についても関係機関と一緒に取組を進めていくこととしておりますので、ご理解を願います。

2点目のオモチャリ川のしゅんせつ効果はあったかについてですが、しゅんせつは河川の断面を大きくすることにより、水位を下げ、流下能力が増える効果や流水断面を確保する効果が期待できます。数字での評価は難しいですが、効果はあったと判断しております。

今後の予定についてであります。上流から土砂が延々と供給されますので、定期的に取り除くことが必要で、河川パトロールにより堆積状況を把握し、しゅんせつを実施してまいります。

また、柳の木などの対策であります。河道内の流れを妨害するような雑木などは定期的に伐採し、除去することとしておりますので、ご理解願います。

毎年のように列島各地で災害が頻発しており、早期な対策が求められ、また、コロナ禍ということもあり、これまでにない対策も必要になっておりますが、申し述べたそれぞれの対策を早期に進め、町の皆さんの安全・安心の確保に努めたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） 今る町長のほうから、いろいろな進捗状況、こういう取組を進めているという話を伺いました。その内容を見ていませんので、今、再質問するものは何もないので、これで終わりますけれども、いつかの機会にそれを私どものほうにも見せていただきたいなど、紹介していただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 以上で8番、深見君の一般質問を終了いたします。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君）（発言席） 私は、バイオガス発電の見通しはあるかについて質問いたします。

経済産業省は、7月、エネルギー基本計画の改定案を公表いたしました。それによると、温室効果ガス排出削減に向け2030年度の電源構成を見直し、太陽光など再生可能エネルギーの比率を現行の22%から24%だったのを36%から38%に引き上げる内容に修正いたしました。菅首相も再生可能エネルギーを最大限に導入したい意向を示し、ただ、見通しが立っていないが、原子力依存のエネルギーについては相変わらず20%から22%としベースロード電源として位置づけていることについては、食糧生産を基本産業としている本町としては問題であると考えます。

まだ閣議決定はしていないが、この経済産業省のエネルギー基本計画について町長の所見を伺います。

本町では、まさに本町に合った再生エネルギーとしての牛のふん尿を主原料としたバイオガス発電に取り組んでいますが、その進捗状況と見通しをお聞きします。

近隣自治体でも大がかりな牛のふん尿を主原料としたバイオガス発電を行っていますが、約18年経過して、発電機の故障、設備の更新に多額の費用がかかることが主な理由として施設の廃止を決めたと報道されています。本町のバイオガス発電構想について、このような問題、課題はないか伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、渡邊議員のバイオガス発電の見通しはあるかとお尋ねにお答えいたします。

1点目の経済産業省のエネルギー基本計画の改正案についてのお尋ねですが、経済産業省では7月21日に改正するエネルギー基本計画の素案を公表しています。

素案では2030年度の電源構成の目標値として、再生エネルギーの比率を2019年度実績の約2倍の36%から38%としており、その内訳によると、バイオガス発電の構成比は現行比で9%から35%ほどの増加が見込まれていることから、非常に評価すべきことと判断しています。

本計画の改定に当たっては、喫緊の課題である気候変動対策の課題を解決するため、脱炭素化された電力によるエネルギー供給を行うとともに、日本のエネルギー需要構造の抱える課題の克服という2つの課題を解決しつつ、低コストで供給することとして9年後である2030年の姿を描いた計画となっています。

一方で、原子力発電の比率は現行の20%から22%を維持するとのことですが、この計画の策定に当たっては、東京電力福島第一原子力発電所事故への真摯な反省を原子力政策の出発点としているため、安全最優先で、かつ国民理解の下で再稼働していく方針と明記されているので、その推移を見守っていきたいと考えています。

また、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減するとの方針も示していますので、クリーンな再生可能エネルギーの構成比率が高まることを期待しています。

2点目のバイオガス発電の進捗状況と見通しについてのお尋ねですが、昨年度、環境省事業の採択を受け、全農家を対象としたアンケート調査、地域バイオマス資源の利活用可能性調査等を実施しております。また、バイオマス産業都市構想でプラント建設地と設定している磯分内、虹別、中御卒別、阿歴内の4地区において町民セミナーを開催しました。

アンケート調査及びセミナーの結果から、集中型プラントに興味を示している方が多かった中御卒別地区と、これまで調査を進めてきた磯分内地区において、各農家への個別ヒアリングを実施し、バイオガス事業モデルの検討として、運営収支の試算を行っています。試算の結果、どちらの地区においても、農場及び圃場が広範囲に点在しており、家畜ふん尿の収集、消化液の散布に係る輸送が長距離になるため、燃料費等のランニングコストが高額になるという課題を確認しています。

バイオガスプラントは、参加される農家が納得するコスト、運営方法が必須となります。今後も標茶町エコヴィレッジ推進協議会を中心に農家への説明協議を重ねていき、バイオガスプラントの早期導入に向けて取組を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたい

と存じます。

3点目のお尋ねですが、現在までの調査で、磯分内地区、中御卒別地区におけるプラントの運営収支の試算をしております。この試算では、プラント維持管理費の項目を設けており、その内訳では既に稼働している同規模のプラントを参考に、運営に必要な薬品費や消耗品費、故障があった際の補修費のほか、設備更新費用としての熱交換器や攪拌機等の様々な機会をそれぞれの耐用年数に応じて積み上げをして計上しておりますので、通常使用での想定される故障はしっかりと対応できる試算としております。さらには、想定内の故障についてもできるだけ減らすよう、定期メンテナンスを行うための費用も維持管理費に見込んで万全を期しているところですので、設備更新費用による課題はないものと判断しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 1点、今、町長が答弁されましたけれども、やはりこのプラントを維持していく、団地化するとそれに係るコストが非常に大きくなるということ、近隣の市町村での反省もそういう部分で中止せざるを得ないというような状況があると思うのですけれども、そういう意味では、この都市計画構想の中で、団地化でなくて個人のプラント設備施設の可能性といいますか、液肥の畑に還元する状況なんかも近隣の個人でプラントを立ち上げている農家の経験などを聞きますと、非常にその成果があるという観点から、その部分での検討はされていますか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

個人のプラントの可能性というようなご質問だったと思うのですが、平成28年にうちのほうで計画しているバイオマス産業都市構想というのが、一応ご案内のとおり、各地域に共同で設置するというのが六次産業化の補助金を使う部分で必要な計画だというようなところで一応つくっているというような状況でございます。

個人のプラントの部分も、実は先ほど町長のほうでご答弁されたアンケート調査の中でも個人でやりたいというところもありますので、そういったところについては情報提供等をまずはしながら支援をしていきたいなというところで考えております。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） そういう意味では、個人のプラントに対する支援等も、国に要請すべきだというぐあいに思います。

次の質問に移ります。ヒグマの牛被害……

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 2点目の質問をいたします。

ヒグマの牛被害に対する有効で早急な対策と補償をについてであります。

町長の行政報告、また、一部報道でも明らかなように、ヒグマによる牛への襲撃が後を絶ちません。本町では2019年から現在まで43頭、隣の厚岸町では9頭、合わせて52頭の死傷という被害が出ています。ハンターの皆さんをはじめ必死に対策が進められていると聞いていますが、実態をお聞きいたします。

道立総合研究機構の体毛によるDNA鑑定によると、本町と厚岸町の牛を襲ったヒグマは同一である可能性が高いことが判明したと報道されていますが、伺います。

今後さらにこのヒグマによる被害は後を絶たず、人間に対する被害の危険性も予測されると考えられますが、問題を起している個体の駆除を含め、今後の取組をお聞きいたします。

襲われた牛の今後の生産量から考えると、補償されない大きな被害が発生するのではないかと考えますが、状況はいかがですか。

また、同じところへ放牧できないような事態が生じると考えられますが、これまでの酪農経営にも大きな影響を及ぼすと考えますが、町長の所見をお聞きいたします。

現在行っている対策や今後の取組、さらに関係機関や北海道の要請活動、また、市町村の枠を超えた広域体制の取組が必要と考えますが、お伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、渡邊議員のヒグマの牛被害に対する有効で早急な対策と補償をに関するご質問についてお答えいたします。

1点目のお尋ねですが、本町のヒグマによる家畜の被害状況については、令和元年7月16日の発生を皮切りに、令和元年度は乳用牛、肉用牛合わせて10件、28頭の被害があり、うち12頭が死亡、2頭が不明、14頭が負傷となっております。また、令和2年度は5件、5頭の乳用牛の被害があり、5頭とも死亡しております。本年度においては、これまで5件、13頭の乳用牛の被害があり、うち2頭が死亡、11頭が負傷となり、最初の被害発生から3年で死亡19頭、不明2頭、負傷25頭の計46頭の被害が発生しているところです。

2点目のお尋ねですが、今年、厚岸町において4件発生した家畜被害のうち、7月24日に片無去で発生した被害現場で採取された体毛から検出されたDNAが本町で採取済みの7つの検体のDNAと同一であることが確認されております。

また、専門家からは、これまでの傾向から、この問題個体は人間に対して警戒心が非常に強く、人間を避けて広範囲に行動しているとの見解を得ており、捕獲には困難を極めておりますが、これまでの捕獲対策といたしましては、令和元年に被害があった当初から、北海道ヒグマ管理計画で示している出没個体の有害性判断フローの段階2の問題個体として判断し、猟友会にご協力を頂き、銃器による捕獲体制を構築し、定期的な現場の巡視やわなの設置などにより、これまで対応してきております。

3点目のお尋ねですが、これまで被害のあった牛の評価額や牧野から早期退牧した後の農家の牛の飼養経費などから、被害額として2,743万5,000円と算出しておりますが、議員ご指摘のとおり、被害のあった牛の生産できたであろう生乳生産量などを考慮すると、その影響は計り

知れません。また、今年は被害のあった牧野を中心に2つの牧野で早期に全頭退牧、1つの牧野では一部の牛の退牧をさせたことから、農協組合長とともに北海道に対して生産者支援についても強く要請しているところでございます。

4点目の被害対策と今後の取組についてのお尋ねですが、捕獲と防除の両輪が被害対策の基本でありますので、まずは先ほど説明した問題個体の捕獲対策を最優先に継続するとともに、防除対策として立木等を伐採した緩衝帯の設置や、強烈な光や音が出る防除威嚇機を導入し、設置するなどの対策を継続して実施します。

また、令和元年8月に2度の被害を受けた牧野では、本町の対策に加えて、昨年から牧野独自でヒグマの行動する時間帯の夜間に光を出したり、音を鳴らすなどの取組や巡視の強化など試行錯誤しながら独自対策をした結果、現在までに被害が起きていないということからも、防除対策は非常に重要ですので、具体的な対策事例を農家の方にもフィードバックする機会を設けたいと考えております。

要請活動の取組ですが、令和元年9月27日に北海道議会議員をはじめとして、標茶農協組合長とともに北海道庁を訪問、また令和元年10月2日には釧路総合振興局を訪問、本年につきましても、7月9日に標茶農業協同組合長とともに釧路総合振興局を訪問、8月12日に北海道議会議員、標茶農業協同組合長とともに北海道庁を訪問し、問題個体の早期駆除に向けた取組の推進、ヒグマの適正な個体数管理の推進及び生産者支援の実施などについて強く要請を行ったところであります。

広域連携の取組についてですが、今年度については釧路総合振興局を中心とした近隣町村との情報共有などを目的として、8月19日に厚岸町と関係機関を交えた対策会議の実施、8月31日には管内全市町村と関係機関を交えた対策連絡会議が本町で行われ、北海道主導の広域的な連携の取組が行われているところです。

いずれにしましても、問題個体の早期捕獲を目指し、現在行っている捕獲及び防除対策を継続した上で、北海道や近隣市町村とも連携を図りながら対策を行ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 今、町長の答弁がありましたように、いろんな方面に出向いて要請活動されていることが新聞等で報道されています。

そこで、私は、被害に遭われた牧場、それから農場、そのことによって牧場から退牧し、自宅で飼養管理をしなければならない、その先行きの実態の調査などを行っているのか、その対策が取られているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

被害牧野への実態調査ということでございますけれども、実は本町でも、6月24日に今年初めての被害がございまして、30日を中心に7月の頭ぐらまで被害牧野から聞き取り調査をしております。今年発生して早々の6月から7月の状況でございますけれども、その時点では要望はなかったものでございます。

農協さんのほう、早期退牧した農家から餌の確保だとか、その辺の相談などについて、現在、

直近で言うと、今のところ農協のほうに直接餌の確保をしてもらうような相談というのではないような状況でございます。農協のほうも餌の手配だとかというのも相談があれば順次応じるような形では行っているというような状況でございます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） そういう意味では、被害に遭われた農家、牧場、今後そういう牧場、個人の農家の餌の状況とか管理上の状況をつぶさに捉えて対策を講じていただくようお願いを申し上げ、質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で1番、渡邊君の一般質問を終了いたします。

本多君。

○9番（本多耕平君）（発言席） では、私から、通告に沿って1点質問いたしたいと思えます。

保育所、保育園、小中学校の暑さ、コロナ対策にしっかり取り組むべきということで、所感をお伺いいたしたいと思えます。

近年、異常気象による自然災害が世界レベルで多発し、日本でも過去に記録のない降水量の水害や高温の日々が連続し、また、コロナ感染予防対策など、令和3年度の厳しい夏を国民は体験しております。

本町においても、この夏は30度を超える日々が連続し、次年度からも引き続きコロナ予防対策、暑さに対する施設整備を重要施策とすべきと考えます。

子供たちが日々快適な生活ができる環境づくりのために、次の3点について伺います。

1点、コロナ対策事業で各施設に空気清浄機、網戸等を設置しましたが、その結果を検証していますか。

次に、暑さ対策、コロナ対策について各施設、学校へどのような指導をしてきましたか。この点については、先ほど深見議員のほうから教育委員会のほうに質問が出されておりますので、その点でもし施設面で先ほどの深見議員の答弁の中で漏れている点があれば、補足をして説明をお願いしたいと思います。

3番目に、今後、暑さ対策としてクーラーの導入を検討すべきではないでしょうか。特に施設環境を取り巻くということでの答弁でお願いいたしたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 9番、本多議員の保育所、保育園、小中学校の暑さ、コロナ対策にしっかり取り組むべきのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、今年は例年になく30度を超える日が連続し、住民の皆さんも暑さ対策に苦労されたことと思えます。過去40年間の気象データからも、6月から8月までの最高気温が28度以上の日数の平均を見ても、40年前、20年前の5年間、令和3年までの5年間の平均を見ましても、40年前は年1.8日であったものが、20年前は2.2日、過去5年間では3.5日と40年前の約2倍の日数となっていることから、年を追うごとに暑い日が増していると感じているところであります。

1点目のコロナ対策事業で各施設に空気清浄機、網戸等を設置したが、その効果を検証しているのかのお尋ねですが、保育園におきましては、厚労省の新型コロナウイルス感染症緊急

包括支援交付金等により、さくら保育園を除く全ての保育園、保育所に空気清浄機を設置させていただきました。その効果の検証につきましては、具体的な数値等による検証は行っておりませんが、室内における換気の効率化に効果があったと考えております。

また、保育園の各教室には、二酸化炭素濃度計を設置し、感染予防のための換気を目安として利用しております。

2点目の暑さ対策、コロナ対策についての各施設、学校へどのような指導をしてきたかにつきましては、このコロナ対策につきましては、基本的な予防対策を保育士はじめ保護者をお願いしているとともに、管内の感染状況に応じて、保育受入れ時における検温などを行うよう指示しています。また、暑さ対策につきましては、特に熱中症予防や食中毒防止など、臨時や定例の保育園長会議を通じて注意喚起を行っております。

3点目の、今後、暑さ対策としてクーラーの導入を検討すべきではないかのお尋ねですが、冒頭申し上げたとおり、今年は特に暑い日が連続しましたが、年によっては大きなばらつきがあります。また、保育園では、換気や空気清浄機のエアコン機能の使用、また保育スペースなどを工夫するとともに、園児に対する小まめな水分補給に心がけるなど、熱中症予防の対策と併せて対応しているところであり、クーラーの導入につきましては、経年的な気温の状況や設置に対する補助事業等について研究を続けたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 引き続き、教育委員会に関するご質問にお答えいたします。

1点目のコロナ対策事業で各施設に空気清浄機、網戸等を設置したが、その効果を検証しているかのお尋ねですが、コロナ感染症は3つの密、密閉、密集、密接が重なる場で集団感染のリスクが高まるとされており、換気の悪い密閉空間をつくらないこと、そのために小まめな換気が推奨されており、空気清浄機、網戸等の設置は、そのほかのコロナ対策と併せ、その感染リスクを下げる効果があるものと捉えておりますし、網戸については虫の侵入防止にも高い効果があるものと評価しております。

2点目の暑さ対策、コロナ対策について各施設、学校へどのような指導をしてきたかのお尋ねですが、暑さ対策、主に熱中症予防として学校においては校庭など日陰の少ない環境での長時間の活動は控える、プール授業では水分が失われるため小まめな水分補給をすることなど、コロナ対策については、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づいた感染症対策の対応をしております。

3点目の、今後、暑さ対策としてクーラーの導入を検討すべきではないかのお尋ねですが、網戸等の設置により一定の室内温度調整の効果もあり、クーラー導入の予定はありませんので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

本多君。

○9番（本多耕平君） 私、総論で暑さ対策とコロナ予防対策というお話をいたしましたけれども、全体的に、まず町長に再質問いたしたいことは、保育所、保育園等々の空気清浄機によってというお話がございました。もちろん教育委員会もそうでありますけれども、今般の暑さにおいて、実は先日、課長のほうにもちょっとお話いたしましたけれども、保護者のほうか

ら実は私、茶安別の場合のみに限定させていただきますけれども、未満児があせもが出て仕方がない、暑くて暑くて、そして自宅へ帰ってきて翌日になるとそのあせもがほとんど消えている、保育所へ行くとまたあせもが出てくる、もう暑くて仕方がなくて何とかありませんかという相談を受けました。

私は、現状を見なければということで、すぐ保育園のほうに出向きました。確かに空気清浄機がついております。それはどういうことで課長に清浄機の設置の仕方をしたのだとお聞きいたしましたら、いわゆる園全体での集まれる、あるいは寝るところということを中心にしたということでもありますけれども、各施設、独特な施設配置になっていると思うのです。しかしながら、今の建物は非常に密閉空間がよくなっていますし、ガラスが大きいですし、私はそこでぜひ課長に、いま一度施設の修正ということではなくて、暑さ対策の中でクーラーを導入するようなことを考えてはいかがですかという話を実は先日いたしましたけれども、財政のことですとか、あるいはまた町全体のこともあるというような、いろいろなお話でもって即回答はいただけませんでしたけれども、しかしながら園児の今後の健康管理を考えれば、前向きに検討していきたいというお返事を頂きましたけれども、ぜひ管理者である町長に私お話をしたいことは、やっぱり父母が安心して子供を通わせるという環境づくりはぜひ進めていただきたい、いま一度検討していただきたいのです。特に、今コロナの問題でもって、3密ということである生活上的ことが問題視されております。各園、施設は施設ごとにいろいろ工夫、研究をしながらその対策を研究して、あるいはまた実践していると思うのです。それに沿ったやはり施策として、いま一度クーラーの園における検討をお願いしていきたいと思うのです。

もう一点、教育委員会に、これも実は先日、保育園と同じように中茶安別の小中学校校長のところに出向きまして、学校の中を見させていただきました。立派に網戸がついていますし、換気はよくなっております。そして、うちの学校は、どういうのか分からないけれども、各教室に扇風機を2つつけていただいているのです。したがって、暑さについては、今年の暑さの中でも、それは涼しくはないけれども、過ごせない暑さではない、子供たちにとっては、ある意味暑いという程度で終わったので、暑さ対策については今のところ中茶安別の小中学校についてはそれ以上の問題はないという、実は校長からお話を頂きました。確かに学校が防音装置でもって密閉されて立派になっています。

ただ、私は、扇風機の使い方について、廊下の通風をよくするにはこうしたほうがいいのかではないですかなんていうのは実はちょっとアドバイスもしながら、ですから各学校がそのような体制になっているのでしょうか。環境という面で、網戸にしたところは、いわゆる各教室に扇風機を2つつけるとか、あるいは廊下を突き抜けるように2つ大きなものをつけるとか、そういう体制になっているかということと、もう一点、今テレビでよく話しているのが、手洗いの場所でもって、いわゆる蛇口にどうのこうのというお話をしていました。いわゆるセンサーでもって水が出る、そういうものを実は先日私テレビで拝見いたしました。こんなことについて施設の環境づくりという面で、教育委員会としては、いま一度何か考慮するところはないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） まず、保育園のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

先ほど議員のほうからご指摘もありましたが、そのような、あせもが出たというような報告は園のほうからも上がっているところでございます。ただ、その時点で園のほうにも確認したのですけれども、エアコン、空気清浄機自体は園児全体が集まる午睡室、俗に言うホールですね。その部分に設置をさせていただいて、気持ちよく昼寝ができる環境を整えていくと。あわせて、園児がたくさん集まりますから、換気についても注意をするために、今回、エアコン機能のついた空気清浄機というところを設置させていただいているところでございます。

各園については、それぞれ工夫をされているというところで話は聞いておりまして、先ほど例として挙げられた茶安別のたんぽぽ保育園につきましては、確かに未満児の部屋はガラスも大きくて暑いので、できるだけ生活空間をホールのほうで、少しでも涼しい環境で保育園活動を行うために、そちらのほうに移動して保育をしているというようなことも伺ってしまして、その中で当面の間は対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

2つ質問があったかと思いますが、1つ目の換気の方法、扇風機を教室に2つ設置していて、その使用方法だとか、そういう部分でございますが、まず、2つ置かなければならないということではございません。学校の状況、それから希望等々含めて学校によっては1つで対応しているところもございますし、特に2つ置かなければならないということではございません。

あと、換気の方法として、窓に網戸をつけて風が流れるように換気をするというのがマニュアルで示されております。そういう方法もありますので、2つをつけて風が流れるように入り口側、出口側に多分設置をしながら換気を、マニュアルの中では30分に1回、窓を開けて換気をするというようなマニュアルになっておりますので、それらに基づいた方法で対応をさせていただいている状況でございます。

それから、2点目のセンサー的なもので水が出るようなもの、コロナ対策としてそういう施設も当然あります。それで、学校にそういうものが必要ではないかというご質問かと思いますが、コロナ対応としてそういうもので対応してあげればいいのかなどは現場としても考えるところなのですが、いかんせん必要数、その辺のところを考えながら進めていかなければならないと思っております。現状いつそういう対応ができるかというところまでの計画は今ございません。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） では、最後に、私、希望的観測ではないのですけれども、やはり今の新型コロナ、不謹慎な言い方かもしれませんが、コロナ収束宣言はなかなか難しいような気がするわけです。今年だけではなくて次年度も、あるいはまたその次も、やはりこのコロナの対策、次から次へと出てくるこのウイルス対策には、行政にとっては本当に考えるべきものだと思うのです。

と同時に、先ほど町長が、暑さはいつどうなるか分からないような、来年は涼しいかもしれないとは言わないのですけれども、暑さというものはどうなるか分からないような言い方あります。しかしながら、私はテレビをよく見ています。今後の気象状況を見れば、これから何

十年後には札幌が40度になるとかというような話も出ていますが、この暑さというのは私は続くと思うのです。したがって、いわゆる暑さ対策ということ、何回も繰り返しますけれども、それとコロナ対策を併せたことで何が必要かということのを再認識しながら、次年度へ向けた予算の中でできる限り予防に可能なものをぜひ計画を組んでいただきたいことを要望いたしまして、来年の3月の定例会を楽しみに私の質問を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 以上で9番、本多君の一般質問を終了いたします。

松下君。

○4番（松下哲也君）（発言席） 通告に従って質問させていただきます。

ふるさと納税の状況はということでございます。

2020年度ふるさと納税は、寄附総額では全国で過去最高額になっています。釧路・根室管内でも、1町を除いて寄附額が過去最高を更新しているということが新聞等で報道されました。自治体を応援するという制度、そういう制度が浸透し、裾野が広がっていると。また、コロナ禍で「巣ごもり消費」ということで、何度もこのふるさと納税を利用してくれるというリピーターが大きいというふうに分析している町村があります。

本町は、2019年度2,182万円、2020年度には1億1,355万円となっていて、前年比約5.2倍と大きな伸びとなっております。それにしても、近隣町村、あくまでも比較するということがいいとか悪いとか、これは本来やってはいけないのですけれども、ただ、単純にやっぱり金額を見ますと、ふるさと納税に取り組むということが他町村に比べたらちょっと遅かったということもありますけれども、やっぱりいまだ金額的にはまだまだ物足りないものがあるのかなというふうな気がしております。

そういう中で、今、こういうコロナ禍の中においても、今年度の途中のふるさと納税の状況を、3つの目的に分かれて納税されておりますけれども、その目的に応じて伺っていきたいと思います。

まず一番初めに、いわゆる全国の乗馬クラブ等で頑張った馬たちが、標茶をついのすみかにして自然の中で余生を過ごすということに応じた、いわゆるクラウドファンディングの状況では幾らくらいになっているのか。

また、あと、企業版ふるさと納税ですけれども、これは地方創生応援税制という中で、1回当たり10万円以上ということで、それはあくまでも返礼品はないという企業版のふるさと納税の状況、また、あとは一般の自由に使っていただきたいという、こういうことに使っていただきたいということでのふるさと納税と、こういうことでは、その状況についてはどうなっているのかと。

また、このふるさと納税を行うに当たって、それぞれのサイトのほうに委託はしていると思うのですが、今、本町では何か所のサイトに委託しているのかお伺いしたいと思います。

あと、ふるさと納税、やはり純粋な寄附という形で納税と言っておりますけれども、やはり今は返礼品を目的として納税をされている方が非常に多くなっている中で、本町での返礼品に参加している事業者は何件になっているのか、お聞きしたいと思います。

あと、このふるさと納税で得た、いわゆる浄財ですけれども、今後やはりこの使い道というものは非常に透明性が問われてくるのかなと思っております。より透明性を持った中での利用ということでは、どのような形で利用されていくのか、その考え方についてお伺いしたいと思います。

います。

またあと、最後ですけれども、6月の定例会の中で、鉏路町との昆布を利用した牛肉の開発ということで、タイアップした中で1つの商品を開発していくということが取り上げられましたけれども、それ以外に対しても、やはりこの鉏路町との商品の開発といいますか、そういうものについては本町だけではなく、事業者も含めた中での、お互いにあるもの、ないものを補完し合うような形での、そういう返礼品に向けた商品の開発ということはやっぱり今後とも継続していくべきではないかなと思っているのですけれども、そこら辺の考え方について伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 4番、松下議員のふるさと納税の状況はの質問にお答えいたします。

本町におけるふるさと納税は、平成30年9月から「馬と共に暮らせる町…標茶」事業に対するガバメントクラウドファンディングを利用したふるさと納税を開始したのが始まりで、当初は本町におけるアクティビティーを利用するという返礼品で12品目から始まり、令和元年6月から特産品を利用した一般的なふるさと納税を始め、現在4年目となっております。

お尋ねの1点目、クラウドファンディングの状況についてですが、令和3年8月末現在で寄附件数が479件、寄附額は800万円となっております。

2点目の企業版ふるさと納税の状況ですが、寄附件数は6件、寄附額は175万円でございます。

3点目の一般のふるさと納税の状況ですが、寄附件数は1,578件、寄附金額は2,730万5,000円となっております。

4点目のふるさと納税サイトは何か所に参加しているかのお尋ねですが、現在5つのサイトを利用しているところでございます。

5点目の返礼品に参加している事業者は何件かのお尋ねですが、ふるさと納税の特産品を出品していただいている事業者さんは21事業者で、出品数は180品目となっております。

6点目の今後ふるさと納税により得た浄財は透明性を図った利用がされるべきと思うが、どのような形で活用していくのか伺うについてですが、寄附金の適正管理と寄附者の意向を反映した施策の財源に充てるために、標茶町ふるさと寄附基金条例を令和3年2月5日開催の町議会第1回臨時会にご提案、可決を頂きました。令和2年に頂いた寄附金から基金に積立てを行いましたので、令和4年度事業予算から財源として活用していきたいと考えております。

7点目の鉏路町の昆布を活用した牛肉の開発も始まっているが、今後も返礼品の開発に対して事業者も含めて協力関係を維持していくべきと考えているがいかがかのお尋ねですが、こういった動きは大変歓迎すべきであり、商品として実現することを願っております。

また、広域連携協定というところまでは至っておりませんが、鶴居村からの提案で鶴居のチーズと本町の星空の黒牛とのコラボ商品である「チーズメンチカツぎゅっち」が好評で、量産化を考えており、村の返礼品に加えたい、標茶でも広域的な地産地消ということで返礼品に取り組んでもらえないかとの打診を受け、現在、返礼品として取り扱っております。

なお、2点目から5点目についてお答えしました数値につきましては、1点目と同様、令和3年8月末現在であることをご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

松下君。

○4番（松下哲也君） 今ちょっと合計してみますと、8月末で3,700万円くらいになりますか。ということは、対象、比較というのがちょっと分からないのですが、昨年1億1,000万円ですか、あった中での比較として、昨年と比べるとどのような状況かということで、比較するとどのような状況になるか、そこら辺お聞きしたいと思います。8月末といいますか、そういう状況で。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたしたいと思います。

寄附総額は3,509万5,000円でございます。昨年の同時期、8月末では1,218万5,000円ございましたので、差が2,291万円で、比較では288%、2.88倍ということになっております。

件数でございますが、今年度この3,509万5,000円を寄附していただいた方の件数でございますが、2,042件、昨年の同時期の寄附件数が759件でございますので、差が1,283件ということで、件数の比較で行くと169%増ということになっております。

○議長（菊地誠道君） 松下君。

○4番（松下哲也） 分かりました。

今回、私、今の状況をどのような状況になっているかということだけをお聞きしたかったのですが、それでお聞きをした。再質問ということは、私は今回はしないつもりでおります。

今の中で21件の事業主の方がそれぞれの中で約180品目を開発してくれたということについては、ふるさと納税をやることによって、それぞれの事業主さんの方々が本当に一生懸命に考えて取り組んでやってくれたということに対して私は本当に心から敬意を表して、質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で4番、松下君の一般質問を終了いたします。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君）（発言席） 2点についてお伺いをしたいというふうに思いますが、1点目につきましては、歯科予防事業に影響はないかと。さらに、件名には書いておりませんが、歯科医院の誘致をできないかということで、伺いたいというふうに思います。

本町が業務委託をしている歯科医院は、昨年末に1医院が廃業し、現在2医院となりました。このため、申込みから受診まで多くの日数がかかることも聞いていて、歯科医院の増設を望む声も上がっております。

2医院となった状況を町長はどのように認識をしておりますか、お伺いをいたします。

町は、健康増進法に基づく健康増進事業として、歯周病検診を平成29年6月から実施をしています。また、3歳児の歯科検診や児童生徒の歯科検診を業務委託していますが、1医院の廃業によって、これらの町の事業に当たり、影響が出ていないのか伺います。

小中学校内での事故（けが）によって、歯科医院を受診するケースもあると聞いておりますが、実態を把握しておりますか、伺います。

町民の中には近隣町村に受診されている方もおりますが、移動に足の確保ができない方々も多くいらっしゃいます。かつては、町立歯科診療所や磯分内診療所もありましたが、人口の推移を見ながらも、将来を見据えて歯科医院の誘致に取り組む考えはないかお伺いをいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 6番、鈴木議員の歯科予防事業に影響がないのかのお尋ねにお答えいたします。

議員ご案内のように、令和2年12月をもって歯科医院が営業を休止し、現在2つの歯科医院体制となっております。

町長は現在の状況をどのように認識しているかのお尋ねですが、歯科医院の廃業については、歯科医師の体調面を含め、総合的に判断した結果と伺っております。

また、一部では予約から診療開始までに相当の期間を要することも伺っており、歯科医院の減少は少なからず町民に影響があるのではないかと考えております。

歯周病検診や3歳児歯科検診の事業実施に当たり影響は出ていないかにつきましては、歯周病検診はクーポン券を送付し、個人の判断で受診するもので、受診自体は歯科医院の予約状況によりますので、予約から受診までに時間を要すると思いますが、受診自体に影響は少ないと判断しております。

また、3歳児歯科検診は、地域歯科保健医療協議会で歯科医師の調整を頂いて実施しております。また、他の歯科事業につきましても、医師の労力削減への工夫をしながら対応しているとの報告を受けております。

将来を見据えて歯科医院の誘致に取り組む考えはないかのお尋ねですが、現在、町が展開している各種歯科保健事業は、地域歯科保健医療協議会や歯科医師との信頼関係の下に事業が成り立っていると考えており、現時点で誘致に取り組む考えはございませんが、誘致等の活動の必要性については、地域歯科保健医療協議会のご意見を伺いながら、状況を見て判断してまいりますと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 引き続き、教育委員会に関するご質問にお答えいたします。

初めに、歯科医院が3医院から2医院になったことにより児童生徒の歯科検診に影響は出ていないかのお尋ねですが、検診そのものには影響は出ておりませんが、歯科医師3名から2名になったことにより医師への負担が大きくなっているため、今後は釧路歯科医師会からの派遣体制が取れるかなど、協議をすることで考えております。

次に、小中学校での事故、けがにより歯科医院の受診をするケースもあると聞くが、実態を把握しているかのお尋ねですが、平成29年に1件、令和元年に1件の計2件の報告を受けておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） それぞれお答えを頂きました。

状況を見てという町長のご答弁でしたから、当然相手のあることですし、ぜひ……町民の皆さんが正直言って不安に思っているのですね。私もそれぞれにお伺いをいたしました。今現在、営業されて開業されている1件については、後継者といますか、年齢も失礼な言い方をすれば高くなってきていると。それで、後継者もいらっしやらないようだというふうに伺いましたし、今、中堅年齢の方も後継者としては自分の身内の方はいらっしやらないということも伺ってございました。以前に廃業された歯科医の方の建物が空いている状況も確認をさせていた

だきましたが、人口等々を考えたときに、歯科医というのは独立採算であるから何とも言えないが、もし歯科医をやりたいという方がいらっしゃれば、その建物をお貸ししてもいいというふうにお伺いをいたしておりますが、いずれにしましても、そういう開業医の状況が状況ですから、ぜひ取り組んでいただきたいなど。

先ほど町長からもお話がありましたけれども、医師の労力削減ということもありましたけれども、学校での事故でけがをされたというときも、本当に2医院が予約制を取っているにもかかわらず、その合間を見て児童生徒のきちっとした診察をしていただいているということで、それこそ休憩時間も取らないでやってらっしゃるということも伺っております。そういう意味からすると、2医院の労力削減ということも考えたときに、万が一この2医院の方々が倒れたときなど考えたとき、やはりもう少し真剣に取り組んでいく必要があるのではないかとこのように感じておりましたので伺いましたけれども、状況を聞くということですからこれ以上言えないのですが、もう一度町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 先ほども答弁したとおり、今の状況がまだ現在お二人の方が開業されていますので、その方の動向も含めてこれから将来的にどういう考えをされているのか含めて、考えていかなければならない。また、開業、新たな人を誘致するにしても、例えば人口規模の中でどれだけの歯科医院の数が適正なのかとか、そういった経済的なことも考えながら検討していかなければならないと思っていますので、まずは地元の開業医の方とお話をさせていただきながらというふうに思っていますので、少しお時間を頂きたいと思っています。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） ぜひ2医院のお医者様と協議をしていただきたいなというふうに思います。

次に移らせていただきます。

先ほど同僚議員2名の方から質問の趣旨が同じようなことが述べられましたけれども、通告いたしておりますので、重複する部分はあるかと思えますけれども、質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス・デルタ株感染予防の対策についてであります。

現在、新たな変異株、デルタ株の感染が急増し、ほぼ置き換わったと言われております。感染が若年層に急増していますが、次の点についてお伺いをいたします。

65歳以上の高齢者へのワクチン接種は7月末でほぼ終了すると言われておりましたが、状況はどうなっておりますか伺います。行政報告でも述べられましたけれども。

それから、64歳以下の接種について9月、10月の集団接種の予約受付が広報されていましたが、9月、10月予定での接種可能数は何回ですか。

既に接種を終えた方を含め、どのくらいの接種を見込んでいるのかも伺います。

接種者の中で重い副作用と思われる方は、どの程度おりますか。先ほど経過観察の方が何人かいらっしゃるというふうに言われておりましたけれども、それらについてどのような症状なのか伺いたいというふうに思います。

ワクチン接種は100%の予防効果ではないが、接種することで重症化はほぼ防ぐことができると言われております。接種を希望しない町民へ接種を促すため喚起が必要ではないかと考え

ますが、いかがですか。

緊急事態宣言を踏まえ、小中学校におけるコロナ感染症への対応はどのようになっていますか伺います。

感染は飛沫と空気感染と言われておりますが、予防対策には先ほども述べられていたように、3密を避け、マスクの着用、手洗いが有効とされております。児童生徒の登下校等を見ると、マスクの着用なしが見られます。感染拡大への危機感を共有し、対策への徹底を図ることが重要だと考えます。

町外からのウイルスを持ち込まないためにも各家庭の協力が不可欠で、PTA等と連携し保護者の理解と協力を呼びかけるなど対策を取るべきと考えますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 6番、鈴木議員の新型コロナウイルス・デルタ株感染予防対策についてのお尋ねにお答えします。

いわゆる第5波の新型コロナウイルス感染者は過去最多を記録し、8月25日に改正された新型コロナウイルス感染症対策の基本対処方針では、アルファ株からデルタ株へほぼ置き換わったと考えられるとされています。また、感染者の傾向につきましては、若年層の増加が見られていることは議員ご指摘のとおりです。

1点目の65歳以上の高齢者へのワクチン接種は、7月中でほぼ終了すると言われていたが、状況はどうかのお尋ねですが、先ほどの行政報告でも申し上げたとおり、一部8月にずれ込みましたが、ほぼ終了したと判断しております。8月末における高齢者の接種率は1回目が84.4%、2回目が83.3%であります。希望する高齢者については随時受け付け、接種を継続中であります。

2点目の9月予定での接種可能数は何回かにつきましては、1回目、2回目合わせて12回の接種日を設け、2,430回の接種回数を予定しております。

3点目の既に接種を終えた方を含め、どれくらいの接種見込みかにつきましては、令和3年3月末の人口を基本として、12歳以上の住民の85%程度、人数にして約5,800人を想定しています。

なお、8月末における医療従事者の先行分を含む町民の1回目接種者は3,744人、率にして54.7%、2回目接種終了者は2,879人、42%となっております。

4点目の副反応と思われた方はどの程度いたかにつきましては、接種会場で副反応として把握したものは8月末までに13件あり、そのうち医師が対応したものが6件、医師の指示により病院受診したものが6件中3件となっております。副反応の内容は様々であり、かゆみ、じんましんなどの皮膚症状が比較的多数を占めております。

5点目の接種を希望しない町民への接種を促すための喚起が必要でないかについてですが、高齢者につきましては、当初予約がしづらい環境であったことから、高齢者の未接種に対し、はがきによる案内を行い、希望される方への接種を進めてきました。

高齢者以外の方につきましては、基本的にコロナワクチンの接種は本人の意思による接種が原則であり、予約しづらい等の状況もないこと、また、個別の喚起は接種の誘導につながると受け止められるおそれがあるため考えておりませんが、接種を希望する方が現れた場合は丁寧

に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと願います。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 引き続き、教育委員会に関するご質問にお答えいたします。

6点目の緊急事態宣言を踏まえ、小中学校におけるコロナ感染症への対応はどのようになっているか、また、感染拡大への危機感を共有し対策への徹底を図ることが重要であり、PTA等と連携し保護者の理解と協力を呼びかけるなど対策を取るべきと考えるがいかかとお尋ねですが、深見議員の質問にもお答えしたとおり、緊急事態宣言を受け、道教委から「学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた教育活動等について」の通知が発出され、各学校においても衛生管理マニュアルに基づいた感染症対策の徹底を図るなどの対応をしております。

また、保護者の理解と協力については、申し上げるまでもなく、まん延防止等重点措置区域、その後、緊急事態措置区域に追加され、道民等に対して飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりなどを回避すること、不要不急の外出や移動は控える、特別措置区域との不要不急の往来は控えるなど要請されておりますし、釧路総合振興局長、管内市町村長連名による管内の皆様へという感染拡大防止に向けた緊急メッセージや、教育委員会からは保護者向けに学校における対応、ご家庭へのお願いという通知も発出しているなど、町民みんながこれら要請に基づく感染防止行動を徹底していくことが感染拡大を防ぐ最大の対策と考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） それぞれお答えを頂きましたが、1点、PTA等への協力を求めるということで、十分にされているのだろうというふうに承知していますが、国も危機感に対する指導といいますか、国が情報をきちっと国民に提示をしなかった、していない、むしろ収束に向かっているような発言を、テレビ等で見ていますと、そういう物の言い方をされているなどというふうに感じておまして、まさに情報を共有するというのが私は一番大事だなと。それに国は、批判をすれば欠けているというふうに感じていたものですから、ぜひ、子供たちは放課後であっても自転車に乗って元気よく遊んでいるのですね、児童生徒。そういうときにマスクを外しているという、そういう状況があるのですよ。見かけられるのです。それで、ぜひ、先ほど言った接種をすることを強制ではないし、本人の意思であるし、あまり働きかけると誘導につながると。誘導禁止ですから、そういうふうにも言われておりますけれども、やはりこの収束がいつになるか見通しが立たない状況の中では、しっかりと怖いこのコロナの危機感を、情報をきちっと提供して共有し合うのだと。そのことによって、父母に対しても情報提供して徹底していただくと。まして3密は、子供たちにとって、別にしたとしても、マスクの着用、手洗いが一番の予防効果だというふうに言われておりますから、外に出たときにはマスクは必ずするのだということをいま一度徹底をしていただけるようお願いをしたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 指導室長・秋山君。

○指導室長（秋山 豊君） お答えいたします。

鈴木議員おっしゃるとおり、危機感の共有は大変大事なことだと考えております。校長会議、

教頭会議を通じて毎月危機感を共有して、そして学校は、学校ホームページ、それから学校だより等々で保護者にも十分発信していただいているものと思っております。今後もそのような連携を続けていきます。

それから、児童生徒たちが外に出てマスクを外している状況、私も正直見かけるときがあります。議員おっしゃるとおり、マスクの着用は大々原則でございます。ただ、今、熱中症との関連で、子供たちが苦しいときは自分でマスクを外せる、外していいのだよという指導も併せてすることになっています。ですので、そういう状況も場合によってはあるかなと思います。ただ、大原則のマスク着用について改めて呼びかけをしていこうと思います。

以上です。

(「終わります」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 以上で6番、鈴木君の一般質問を終了いたします。

類瀬君。

○2番(類瀬光信君)(発言席) 事前の通告に従いまして、2点について質問いたします。

まず、1点目ですが、ヒグマによる乳牛被害について、駆除、防除、支援策はということで伺います。

通称「オソ18」による乳牛の被害が今年も発生し、当該牧野、農場では放牧中止を余儀なくされるなど、深刻な事態となっています。被害は、2019年以降、立て続けに発生しており、草地型酪農を推進する本町の酪農ビジョンに暗い影を落としています。

問題の解決は当該ヒグマの駆除以外にないのですが、こうかつな相手の前に、いまだ駆除には至っておりません。今後も防除を徹底し、駆除の成功を待つことになるわけですが、全く先が見えない状況であります。

そこで伺います。駆除の継続、防除の徹底、被害者の支援について、これまでの状況と今後について伺います。

まず、駆除の経過と今後の方針について。

それから、これまでの防除策とその成果、今後の対策について。

さらに、必要な支援あるいは可能な支援は何であると考えておられるか伺います。

○議長(菊地誠道君) 町長・佐藤君。

○町長(佐藤吉彦君)(登壇) 2番、類瀬議員のヒグマによる乳牛被害について、駆除、防除、支援策はとのご質問にお答えいたします。

1点目の駆除の経過と今後の方針についてのお尋ねですが、先ほどの渡邊議員の質問と重複いたしますが、これまでの捕獲対策といたしましては、令和元年に被害があった当初から、北海道ヒグマ管理計画で示している出没個体の有害性判断フォローの段階2の個別、問題個体として判断し、猟友会にご協力を頂き、銃器による捕獲体制を構築し、定期的な現場の巡視やわなの設置などにより、これまで対応してきております。

今後の方針についても、現在の取組を検証しつつ、継続していきたいと考えております。

2点目のこれまでの防除策と成果、今後の対策についても、先ほどの答弁と若干重複いたしますが、立木等を伐採し、緩衝帯の設置や強烈な光や音が鳴る防除威嚇機を導入し、設置し、人による巡回などの対策を行っており、その成果については、北海道立総合研究機構の専門家によりますと、緩衝帯の設置は、オープンスペースの確保は効果があるが、本町の現場の状況

や問題個体の行動から推測すると、多くの人間が行き来したことにより、人間を警戒して来なくなった可能性が高いという評価も頂いております。防除威嚇機の評価については、いつもと違うものがあるという認識、近づきづらくなっているとの評価を頂いております。人による巡視については、とても効果があるとの評価を頂いております。今後の対策につきましては、引き続き同様の対応を継続していきたいと考えております。

3点目の必要な支援、可能な支援についてですが、今、優先すべきは被害をなくするための問題個体の捕獲と防除の徹底ですので、防除対策として立木等を伐採した緩衝帯の設置や、強烈な光や音が出る防除威嚇機を各牧野に貸与し設置するなどの対策を継続するとともに、必要に応じて定期的な現場の巡視などにより、防除の支援をしてまいります。

また、ヒグマの防除に100%に近い効果が確認されている電気柵の導入の要望があったときには、導入支援を行っていきたいと考えていますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 2年前にもこのことについて質問させていただき、私なりの提案もさせていただいておりましたし、本日も同僚議員からの質問が一部重複する部分あったわけですが、まず駆除対策ですけれども、これは、今、答弁いただいたとおり、地元猟友会の方の本当に頭の下がる、そういった献身的な駆除活動が続いていて、しかしながら今のところまだ駆除に至っていないということなわけですが、まずその努力に関して本当に心から敬意を表したいと思っています。

ただ、駆除の方向性についてですけれども、これまで同様に銃器による駆除、それからわなの設置による捕獲という、そういった基本方針で進んできているわけですが、なかなか対象がそういう意味では慎重なというか、神経質な、そういった個体というふうに思われます。

そこで、これまでの駆除対策、さらに踏み込んでいく必要があるのではないかと思うわけです。

具体的には、まず本町の熊の実態というのでしょうか、そういったもののデータが不足しているのではないかなと私は思います。積極的に生息地であるとか、それから行動パターンであるとかを突き詰めていかないと、なかなか駆除、捕獲、そういったことに結びつかない相手なのかというふうに思うわけです。

そこで、お伺いしたいのは、2年前に駆除対策で導入したドローンについて、今日までどういった使用をされ、どの程度の回数使用されているのか。私が今言ったような情報収集に非常に有効な機材であると思うのですが、それがどのように利用されてきているのか、まず伺います。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

ドローンの活用の部分ですけれども、家畜被害現場でのドローンの活用というところに限定してお答えしたいと思います。被害があったときには周辺にヒグマがいないかどうかの確認を行うためにドローンを飛ばしております。また、現場に人が近づいて、ヒグマですので危険性があるということで、その前に安全を確保するためにドローンを飛ばしてから現場のほうに行くというような形でやっております。

また、家畜被害のあった箇所付近にデントコーン畑とかがあった場合には、なかなか見づら
いというようなところもありますので、上空から確認するような作業をしてから、安全を確保
した中で捕獲等の捜索のために有効に活用しているような状況でございます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 駆除を目的に、捕獲を目的に情報収集を進める上で、折しも町内では
デントコーンが結実してきております。繁殖行動でわざわざしていた熊が一斉にデントコーン
畑に移動していくような、そういう時期をこれから迎えようとしています。

今、課長おっしゃったように、デントコーン畑を監視するには、上空からの撮影、そうい
ったものというのは非常に有効だと思うのです。そして、こういう時代ですから、例えば撮
影されたものの顔認証であるとか、歩容認証であるとか、AIを活用してDNA鑑定できなく
ても、そういったもので個体を特定していくようなことというのも可能な時代ではないかと、
そんなふうに思うわけです。これからも皆さんで協力して、そういった駆除捕獲活動というの
をやっていくことになりまして、農家の方はそれによって安心して営農できる日が来ることを
期待しておりますので、まずそういった機材の使い方というものもぜひ検討していただけないか
と思うのですが、いかがでしょう。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

AIで熊の顔認証をするというような仕組みの関係でございますけれども、今年、新聞報道
とかであった部分で申しますと、標津町のNPO法人でそういった技術をカナダの大学と提携
してやっているというような状況でございます。今、今年で3年目ということで、可能性の
あることについては、うちのほうも少しでもやっていきたいなというようなことで、実はこの
NPOのほうにどういった条件が必要かというようなことを確認しております。

そういった部分で言うと、まず両目と鼻が写ったカットが30枚以上ないと問題個体の確認の
資料にならないということなのです。実は今、問題個体の部分で言うと、3回ほどしか写真
に写っていないというような状況で、資料不足というようなところがありまして、ちょっとこ
の技術の部分については活用できないというような状況でございますけれども、いずれにしま
しても、少しでも可能性のある取組というのはやっていきたいなというふうには考えておりま
すので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 写真30枚、今は非常に高速の連写のカメラもある時代ですから、決し
て不可能ではないのではないかとという素人考えを述べさせていただくとともに、もう一つ、デ
ントコーンの収穫の後は、熊の生息する山々の木の葉が落ちて、巣穴の位置が例えば上空から
確認できるようなこともあるかもしれませんから、そういったことにもぜひドローンは活用し
ていただきたいし、今シーズン被害を防いでいる共同牧野では、夜間の巡視というか、監視と
いうか、そういったことも積極的に行うなどしているのですけれども、レーザー光線の活用で
すとか、それから熱監視カメラの搭載ですとか、いろんな可能性をドローン自体は秘めている
と思っておりますので、ぜひ今後も活用方法について検討していただければと思います。

次に、防除策について。

2年前のときには、緩衝帯の設置というか、それが非常に有効であるということをご答弁い

ただいております。現状でそういった緩衝帯の普及の度合いというのは、どの程度になっているのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

緩衝帯の部分につきましては、昨年実施された牧野1箇所です。それ以降なかなかそういった要望がないというような状況でございまして、1箇所にとどまっている状況でございます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 経験上、緩衝帯をつくるということは、熊の防除以外にもダニが媒介する小型ピロプラズマの防除、そういったものにも非常に効果があって、回り回って熊の被害を減らすような、そういったことにもつながると思いますので、ぜひ粘り強く緩衝帯の設置というのは進めていただきたい。

それと同時に、大事なのは、熊の被害の出やすい牛群と出にくい牛群というのが明らかにあるわけです。今話した小型ピロプラズマの放牧も蔓延してくるのが7月末までの間で、その時点で、例えば貧血を起こしている個体などというのは、当然熊に襲われやすいわけです。そういったことの対策、要するに、健康な牛群をいかに維持するかということについて、それぞれの共同牧野あるいは放牧をされている農家の方々に対して状況を伺うなどして、健康な牛であること、それからもう一つは、被害の出やすい個体というのはピロプラズマの影響が深刻になる妊娠後期の牛、そこがやはり今回も被害に遭う確率が、厚岸の場合もそうですけれども、高くなっています。それは動きが鈍いからなのですけれども、そういった牛をそういう危険な牧区に入れないというような基本的な牧野管理、そういったことについても、私の言っていることが正しいかどうかというのはありますけれども、一応経験に基づいていることですので、関係の機関の方とも相談して、そういったことについても基本的な考え方、技術についてもぜひ高めていっていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

まず、防除策の関係でございますけれども、緩衝帯の設置がなかなか進んでいないというようなこと等がございまして、実は今月中旬ぐらいに振興局のほうで防除対策の学習会みたいなものを厚岸、標茶両町の農家対象に、今、検討しているところでございますので、防除対策と併せて、先ほど議員おっしゃられた牛の健康管理の部分も含めて、そういった機会に周知していければというふうに思っております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） それでは、この件についての最後ですが、個体を失ったことによるそういう金銭的なのか、経済的な被害、それから生産量の減少による被害、そういったものは本当に農家の方、お気の毒だなど思うわけなのですけれども、実際に今シーズン熊の被害が出て放牧を中止した地域のメガファームの方に伺いますと、何が一番困るかということ、放牧中止したことによって牛がそれぞれの農家に戻るわけですけれども、規模の大きい農家ほど、それを取り込む余裕がないのですね。もちろん民間、町営牧場も含めて民間の牧場も含めて預託先を探すわけですけれども、実際にはなかなか受けてもらえるところがなくて本当に厳しい状況。餌はお金を出せば買えるのですけれども、そういう意味では、簡単に收容する施設を確保

するというのが難しく、そこが一番困っているというふうに、そのメガファームではおっしゃっていました。

その一方で、町営牧場の牧区の中には、使用していない牧区が2か所あります。それで、放牧中止をした牧場としては、全頭下牧してしまうので、働いていた方の仕事自体もなくなっているわけです。そうすると、人員不足で使用されていない町の施設というのを、そういった被害を受けた酪農家の方々の支援に充てるということは、これは難しいのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 育成牧場長・若松君。

○育成牧場長（若松 務君） 質問にお答えしたいと思います。

現在育成牧場では7号と8号牧区、2か所休止状態ということで、人員の不足、監視人体制の人員不足ということが理由としてあるのですけれども、実際に牧野で働いていた方もいらっしゃる、その方のお仕事もなくなるということでもありますので、そのような監視体制が取れるような状況であれば、今、休止している部分を利用していくことは考えられるのではないかなと私は感じております。今シーズンの放牧自体は終盤になりますし、草もなくなってくる時期ですので、来シーズンに向けて要望があるのであれば検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 本当に農家の方、困っておりますので、そういった場面で支援をそれぞれ農林課あるいは育成牧場などで考えていただいて、働いている方をその監視に充てるとかということが可能かどうかということがありますけれども、いろんな方法を考えていただいて、この問題自体はなかなかすぐに解決しない可能性がありますので、そういった支援方法をしっかりそこで行うことによって、町営牧場の荒廃自体も防げるというメリットがあろうかと思っておりますので、ぜひ、今シーズンは無理であっても、今後のためにいろいろな環境を整えていただければと思います。

これで1点目の質問を終わります。

次に、駅前商店街の活性化についてということで、人口減少や中型店の郊外進出、消費の流出、通信販売に代表される消費動向の変化によって、駅前商店街の活力が著しく低下しています。さらに、担い手不足も深刻化しています。

そういった状況がある一方で、まちづくりに関する各種計画では、具体的な内容は示されていないものの、既存商店街への集客が重要であるとしておりまして、商工会と町との連携が必要であると、そういったことが繰り返し述べられています。

一方、都市計画マスタープランでは、郊外に沿道サービスエリアというものを新たに設定しておりまして、これは町長が公約にうたっている道の駅等が含まれると私は解したわけですが、既存商店街のにぎわいを取り戻そうという、そういったこととこれは矛盾していないのかなと、その点について伺います。

また、駅前商店街が将来に向けて存続するためには、水害対策が必須であります。自然災害が頻発する昨今の状況から、本町にとって喫緊の課題であることは明白と思えます。水害対策の進捗状況、具体的な対策の着手、完了のめどについてお伺いします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 2番、類瀬議員の駅前商店街の活性化についてのお尋ねにお

答えいたします。

1点目の都市計画マスタープランで設定している沿道サービスエリアの設定が既存商店街のにぎわいを取り戻すことと矛盾していないのかのお尋ねですが、スーパー、ホームセンター、コンビニエンスストア、ドラッグストアなどが建設されたことにより新たな商業地が形成され、将来計画において除外できる拠点エリアではないことから設定したもので、道の駅建設の構想を取り込んだ計画ではありません。よって、駅前商店街のにぎわいを取り戻すことと都市計画マスタープランでのエリア設定については矛盾しているとは考えておりません。

2点目の水害対策の進捗状況、着手、完了のめどにつきましては、先ほどの深見議員のご質問でも答弁させていただきましたが、ハード、ソフト面の対策を両面から展開していくこととしており、まずソフト対策ですが、釧路川水害タイムラインの見直しの実施、これは本年3月に改訂作業を終え、実施訓練を計画しているところです。

また、住民への情報伝達という点では、現在、戸別受信機の整備を、令和5年3月末までには全戸配付の完了を終える予定でございます。

自治会との連携あるいは情報共有につきましては、自治会との協議あるいは研修につきましても予算化させていただいておりますが、コロナ禍ということもあり、開催ができず至っております。状況を見ながら開催を検討している状況でありますので、ご理解を願います。

また、本町の土木建設業界とも災害協定に基づき連絡体制の構築を行ってきており、定期的な打合せを実施する予定となっております。

一方、ハード対策ですが、オモチャリ川、スガワラ川のしゅんせつなど、現場の状況に応じ、実施しているところです。

また、議員から令和元年9月、令和2年3月にも質問を頂いております抜本的な内水対策がありますが、過去の水害の分析に基づく内水処理計画の策定を進めているところです。早急な策定をとのご指摘を頂いておりますことも踏まえ、準備作業を進めているところでありますが、着手完了につきましては、現時点では明確な時期についてはご提示できませんが、一日も早く計画を議会に、あるいは町民に提示し、理解の得られる対策を進めることとしておりますので、ご理解を願います。

また、国では堤防の強化対策の実験が進められており、堤防の一層の強化に向けた取組が進むよう、開発建設部を通じて要請してまいりたいと考えているところです。

また、本年3月には本町に2台目となる排水用ポンプ車が配備されており、災害用の迅速な配備要請に応じていただけるものと期待しているところです。

また、本年5月には流域治水関連法が公布され、釧路川も流域全体で早急に必要な実施すべき対策の全体像を流域治水プロジェクトとして示し、ハード、ソフト一体の事前防災対策を実施することとなっております。本町もこの釧路川流域プロジェクトのメンバーとして参加することとしており、標茶市街地の内水対策についても関係機関と一緒に取組を進めることとしておりますので、ご理解を願います。

それぞれの対策について着手あるいは完了のめどをお示しできないものもありますが、以前ご指摘いただいております、高い構想を持って人的被害を防ぐ対策を講じていきたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） まず最初に、これは確認することになるのですが、新たな商業地が形成されたので、これを追認しただけだと。沿道サービスエリアについては、そういうことであるということによろしいのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） マスタープランの関係ですので、私のほうからお答えいたします。

マスタープランの計画の策定の見直しにつきましては、平成15年につくられたマスタープランからの見直しを現在の町の状況に合わせて行った状況でございます。平成15年の当時には今の沿道サービスエリアと称しているところについては、住宅等が建っていなかった、何もなかった状態のところでした。その部分に、どこの町でもそうですけれども、郊外地型で駐車場を構えた商業施設的なものが立ち並んだことによって、あそこの部分がちょっと商業地域的な形成をされたということで、これについては今回見直しの策定をする際に、マスタープランの中で除去するようなものではなく、今後この部分については、ある程度、この先どう発展するかについては、なるべくは中心市街地で商業地域に発展していただきたいとは思っていますが、今現在、無視できるものではないということで、沿道サービスエリアという形で残させていただいたものであります。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 確かに、様々な種類の中型店が集積されており、町民の生活にとって既に欠かせない地域となっている、それは事実だと思います。

ただ、思い出してほしいのは、その商業地の集積が始まるきっかけとなったスーパーの出店時、本町としてどういった対応を取ってきたか、それから町の商店の方々はどういった行動を取ったか、それと、沿道サービスエリアからは外れますけれども、駅前商店街からAコープが移転するといったときに、標茶町は、あるいは商業者がどういった対応をしたかということを考えるときに、今、急にこの沿道サービスエリアというものが出てきたことに対して、非常に私は不安を感じるわけです。

答弁の中で否定されましたけれども、道の駅や新たな商業施設がこのエリアをどんどん外側に拡大していった、そのことがさらに駅前商店街の空洞化を進め、それによって郊外、管外、そういったところへ出向いていくことのできない町民、それからネットにより消費行動も取れない町民が発生していく、そういったことも懸念されると思うわけですが、そういった可能性はないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

今、議員から、都市計画マスタープラン上の位置づけと、それから郊外のここで言っている沿道サービスエリアが形成されるに至る経過の中で、町民、商業者の感情がどうだったのか、そこを思い出せという、そういうご質問を頂いたところでもありますけれども、都市計画マスタープランで沿道サービスエリアを設定したというのは、先ほど建設課長がご説明申し上げたとおり、平成15年に立てた計画を現状に合わせて組み立てる中で、ゾーンとしてどう位置づけ、性格づけをするかというところで、あの地域をそれでは住宅地域にできるのかということ、そうではございません。この沿道サービスエリアが適切だということで、都市計画審議会でもご

議論いただいた上で、このような形になっております。その中心市街地をないがしろにするとか、そういった性格のものであるということは一切ございませんので、そこはぜひ誤解のないようにしていただきたいと思っております。

それから後段の部分、関連して駅前商店街が衰退する可能性はないのか、そういうご指摘を頂いております。これは私の口から申し上げるまでもなく、駅前商店街については実際のところ、くしの歯が抜けたような状態になっておりまして、多くの町民から不安の声が寄せられているところであります。今のまま何もしなければ、さらに悪い状況に行く可能性もあると思っておりますし、何らかの手を打つことによって、力を合わせ、知恵を合わせる中で維持をする、あるいは不安なく、そういった可能性もあるというふうに思っております。悪くなる可能性はないのかということについては、私のほうからは明確な答えとして申し上げることはできないかというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 今般設定された沿道サービスエリアが、単に新しい商業地というだけでなく、駅前商店街と共存し、なおかつ駅前商店街へのインフォメーションの役割を担えるような、そういった性格というのを、都市計画を通じて持たせていけるような、そのことによって、既に今回示された沿道サービスエリアというのはもう町民の生活に欠かせないというのは先ほど言ったとおりですから、そこが苦戦を強いられている駅前商店街と共存することが可能なエリアとなっていけるような、そういうゾーニング、名称も含めて、今回プランを立ててしまうと、この先しばらくはいいわけですが、そういった意識の下に都市計画のプランというのを立てていっていただければなと思っております。

同時に聞いているそういった駅前商店街が、これから先も町民の生活を支えていくためには、そもそもその地域の水害対策、特に内水氾濫対策というのをいち早くやっていただかないと、質問の中にあつたように、後継者不足も深刻ですし、それからそれぞれの商業施設も老朽化が進んでいるのですけれども、今の水害対策の状況、それから災害の発生状況では、なかなかそこに手を付けて新たに商売をしていこうというのが難しい状況と思っております。

私、この質問、同様の質問をしてから既に2年たっていますけれども、本日も答弁の中で具体的な進捗状況というのが示されていない状況です。情報収集をしている段階という以外にないわけなのですけれども、せめて情報収集の進捗状況がどの程度か、それについてはお答えいただけるのかと思っておりますが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 内水処理計画の進捗状況、情報収集の状況についてのお尋ねだと思います。

平成31年、初めて答弁の中で内水の分析をという答弁をさせていただいてから2年半が経過しており、現時点で明確な着手完了の時期についてお答えできないことは大変申し訳なく思っております。

以前にもお答え申し上げていますが、分析の資料収集に時間がかかっているほか、国道からもご助言いただきながら、また、事業費に基づいた補助制度の活用も視野に入れていることなど、そのスキーム、補助制度の日程等もありますので、そういった部分の情報も入れながら、私どももこの計画、こういった計画が初めてのことでありまして、他の自治体の先進的

な事例を参考にしながら進めてきたところでございます。

また、以前にもお答え申し上げましたが、ご指摘いただいておりますが、抜本的なということも踏まえて、しっかりとした計画を策定し、それを基に整備していくことが肝要と考えております。

現在、排水、各種図面につきましては、相談させていただいている設計会社のほうに送り込みまして、あと何が不足なのかということも、そういった段階までは来ているところでございますけれども、以前お答え申し上げましたが、当時はオモチャリ川のみを想定しておりましたが、これを多和地域、ポン多和川まで広げましたので、その部分で今後どういったことが必要なのかということもアドバイスを頂いておりますが、それと同時に事業採択をするとなると、事業計画書というものが必要となっております、実はそれが大体年度の当初にはできていないと、なかなか事業採択ができないということもありますので、そういったことも踏まえて、時間がかかっている、タイミングが合っていないと今年は見送ったという経過がございます。早期にご提示できますよう努めてまいりたいと存じますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 今の質問の流れで言うと、駅前商店街というのは、ハザードマップ上で言うと、多くの商店等が浸水地域の中にあるわけです。前段申し上げたように、経営者の高齢化などもありますし、施設の老朽化などもあるけれども、今の状況では、なかなかそういったことに着手して商売をもう一回盛り上げようとか、そういったことが非常に難しい状況であるということをご理解いただきたいわけです。

内水氾濫については、例えば釧路川があふれるとか、そういった状況ではなくても、かなりの確率で発生するというふうには私は考えます。私の居住地の近くにスガワラ川という川が流れていますが、ここはもちろん釧路川の樋門が閉まれば内水氾濫するわけですが、そうではなくても、大量の雨、雪解け水、そういったものが流れ込んだ場合に、JRの線路下の管渠のみ口が狭隘なために水があふれてしまいます。つまり、毎年そういったことが、氾濫が起きるといって、実際には小規模な氾濫は起きるわけで、そういったことがまずあります。

オモチャリ川に関しては、もちろん樋門が閉まれば水があふれて、今回ポンプ車が1台増えたということで少し住民の心配というのは緩和されるのかもしれませんが、基本的には釧路川の洪水によらず大雨が降った場合にいつでも起こり得る、そういうことなのですね、内水氾濫については。

ということは、すごく急ぐのです。今年の秋、この後、台風でそれが起きるかもしれない。以前議会でお話ししたら、その次の日に例えばそういったことが起きてしまっている。いつそういうふうになってもおかしくない状況で生活している方々も、営業している方々も、非常に不安を抱えている。そういうことでありますので、一日も早く内水氾濫を中心とする水害全体の対策というものの光が見えるよう、一層の努力をしていただきたいと思います、どうでしょう。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答えしたいと思います。

先ほど町長から答弁いただいておりますが、今、議員ご指摘いただいた内水処理計画の策定、これは私どもも、これを核にして、その計画の結果、どういう規模の施設が一番標茶町に適し

ているのか、議員ご指摘のスガワラ川、ご指摘のようにJRの下ののみ口が細いということで、その下のところは流れていますけれども、そこで詰まってしまう、流れが悪くなってしまいうのは、問題点としてはこれからも残っていくかなと思います。それを改善する方法が取られるのかどうか、そういったことも踏まえて、やはり議員に以前からご指摘いただいています抜本的な対策のために何が必要なのかというのを私どもそこに盛り込んでいきたいなということも考えていますと、時間がかかっていることは大変申し訳ございません。ただ、そういうことも踏まえて、しっかりとしたものをご提示させていただきたい、中途半端なものになることだけは避けたいというふうに考えております。

また、それと併せてソフト対策、これはやはり安全なうちに逃げていただくというのが命を守る行動だというふうに最後は考えておりますので、そうならないように、いろんな対策を講じていきますけれども、そういったことも視野にハード、ソフトとも対策を早急に急いでいきたいというふうに考えておりますので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

(「終わります」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 以上で2番、類瀬君の一般質問を終了いたします。

以上をもって一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 3時08分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第10号

○議長（菊地誠道君） 日程第6。報告第10号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君）（登壇） 報告第10号の内容についてご説明いたします。

このたびの標茶町個人情報保護条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年9月1日に施行されたことに伴い、標茶町個人情報保護条例の一部を改正する必要性が生じたことから、専決処分したものでございます。

改正内容につきましては、9月1日にデジタル庁の創設に伴い、情報ネットワークシステムの所管が総務大臣から内閣総理大臣に改正となったものによるものでございます。また、参照している、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる「番号法」が一部改正され、条項ずれが発生することから、規定の整備をするものであります。

議案書1ページをご覧ください。

報告第10号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分し

たので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開きください。

専決処分書の写しです。

標茶町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分するというものでございます。専決処分日は令和3年8月12日でございます。

次のページをご覧ください。また議案説明資料1ページの新旧対照表も併せてご覧ください。

標茶町個人情報保護条例の一部を改正する条例

標茶町個人情報保護条例（平成17年標茶町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第33条第2項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に。これは、9月1日にデジタル庁の創設に伴い、情報ネットワークシステムの所管が総務大臣から内閣総理大臣に改正となったことによるものでございます。

続きまして、「番号法第19条第7号」を「番号法第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。これは参照している行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部改正があったことにより条項ずれが発生したことにより所要の改正するもので、参照内容に変更はありません。

附則といたしまして、

この条例は、令和3年9月1日から施行するというものでございます。

以上で、報告第10号の内容について説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第10号は承認されました。

◎議案第55号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。議案第55号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 議案第55号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、標茶町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてであります。

過疎地域自立促進特別措置法は令和3年3月31日をもってその効力が切れ、標茶町過疎地域自立促進市町村計画も平成28年度から平成32年度までとなっております。そこで新たに、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年3月31日に公布、同年4月1日から施行され、新たに標茶町過疎地域持続的発展市町村計画を策定したいというものであります。

なお、本計画案につきましては、8月26日付で北海道の同意を受けておりますことを申し添えます。

新計画の内容につきましては、内容量が多いことから、前回の計画との変更点、または特徴的な点を中心にご説明しますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議案書4ページをお開きください。

議案第55号 標茶町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定に基づき、標茶町過疎地域持続的発展市町村計画を別冊のとおり策定するというものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

別冊の標茶町過疎地域持続的発展市町村計画をご覧ください。

まず、表紙をご覧ください。

表題が「標茶町過疎地域持続的発展市町村計画 令和3年度～令和7年度」となっております。

前段でも申し上げましたが、前回計画との変更点、特徴的な点を中心にご説明申し上げます。

1 基本的な事項、(1) 市町村の概況

ア. 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要の「・自然」については、前回とほぼ同様ですが、上から3行目の後段ですが、広大な面積を有しての次に「おり、阿寒摩周と釧路湿原の二つの国立公園と厚岸霧多布昆布森国定公園があり、貴重な動植物が生息して」を追加しております。また、上から9行目最初の方、阿寒の次に「摩周」を追加しております。

「・歴史」については、1行目の本町ではの次「北海道の先住民族であるアイヌ民族が集落を形成し、豊かな文化を育んでいました。そして江戸後期より佐野孫右衛門が標茶に鮭番屋を置き和人の居住が始まったと」に修正しております。

2 ページです。「・社会・経済」については、上から6行目中段の少し前あたりです。導入により、の次「令和元年農業産出額285億1,000万円、令和2年生乳生産量17万2,479トン」に修正しております。

イ. 市町村における過疎の状況の「・人口等の動向について」は、上から2行目の最後「平成27年」に修正しております。上から4行目の最初の方、昭和35年からの次「平成27年までに86%の減少、生産年齢人口（15～64歳）は56%の減少、逆に高齢人口（65歳以上）は385%増」に修正し、下から5行目の最初の方、搾乳農家は、の次になります。「令和2年1月1日現在では224戸」に修正しております。

「・これまでの過疎法に基づくものも含めた対策、現在の課題、今後の見通し等」について

は、書出しの部分になります。「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成については、人口減少や高齢化社会による担い手不足が深刻化していくなかで、地域づくりの担い手となるとともに、地域住民との交流も通して新たな価値の創造につながるような人材の確保や移住定住促進に向けた情報発信や情報提供を行うとともに空き家などの有効活用も含めた対策が必要です。」を追加しております。

3ページになります。中段になります。前回計画の地域通信網については、修正を加え、ここに記載をしております。「地域における情報化については、令和4年度に町内全域で光回線を利用できる環境が整う予定となっていることから、今後もインターネットを活用した情報発信や行政手続きの充実、雇用の拡大や移住・定住につながる関係人口の創出など様々な分野で効果的な活用ができるよう検討が必要です。」に修正しております。

その下の行の交通体系の3行目の最初になります。「令和2年」に、その行の後段、改良率を「55%」に、舗装率を「52%」に修正しております。その2行下の町内の公共交通について、「町内の公共交通については、JR釧網本線・民間バス（標津線代替輸送バス外1路線）・町有路線バスとなっておりますが、広域な面積を有する本町においては、デマンドバスによる通院等の町民の移動手段を確保することが必要です。」に修正しております。その3行下、生活環境の整備の書出しから4ページの消防施設の一部まで、「生活環境の整備については、簡易水道は、町民生活や社会経済活動に欠かすことのできないライフラインであることから、施設の更新及び耐震化等を計画的にダウンサイジングも検討しながら進め、災害に強く安全で安定した供給体制の整備が必要です。

下水道整備については、標茶市街地区、虹別地区、塘路地区及び磯分内地区の施設の老朽化に伴う処理場及び管渠の改築更新を計画的に進める必要があります。

ごみ処理については、平成7年度から一般廃棄物処理の有料化、分別収集、資源リサイクルに取り組み平成30年度からは新たなごみ焼却施設（エネルギー回収推進施設）及び最終処分場の供用を開始し、施設の適正な維持管理に努めておりますが、引き続きごみの減量化の推進、資源ごみの資源化を実行することにより、CO₂削減に向けた再生可能エネルギーなどの取り組みが必要です。

消防施設については、引き続き車輛・水利など計画的な整備更新と人材および研修機会の確保に努めるとともに、道東ドクターヘリなど広域連携による消防・救急体制の充実が必要です。」に修正しております。

その4行下です。公営住宅及び医療ですが、書出しの部分から「公営住宅については、適正な管理をし、耐用年数を超えた老朽化住宅の建て替えと既存住宅の長寿命化を図るなど、計画的な住生活の安定確保及び向上に努めていく必要があります。

医療及び保健・福祉の推進については、各世代の保健対策と予防対策、病院・介護保険施設の効率的な運営を進めるため、町関連計画に基づく町民のニーズに合ったサービスの拡充や医療スタッフの確保を図る必要があります。」に修正しております。その9行下の中段、満足と誇りを持てるの次に「持続可能な」を追加しております。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、都道府県の総合計画における位置付け等を踏まえた市町村の社会経済的発展の方向性の概要については、5ページになります。上から15行目の後段になります。「各産業の」の次に「持続的発展」を追加しております。

次に、(2) 人口及び産業の推進と動向です。

上から8行目の前段部分になります。「平成27年にはピークであった時期と比較して56%の減少となる7,742人となっています。住民基本台帳の令和2年1月1日現在では7,411人とさらに減少しており、全体の3人に1人は高齢人口となっていることから、」に修正し、その2行下の中段、「平成27年に実施された国勢調査による就業人口割合から第一次産業就業者32%、第二次産業就業者13%、第三次産業就業者55%となっています。」に修正しております。

6ページです。表1-1(1)人口の推移(国勢調査)は平成27年を追加し、差し替え、その下の表1-1(2)人口の見通しについては、標茶町人口ビジョンからの転載となっております。

7ページになります。(3) 標茶町行財政の状況です。

上から4行目の後段になります。「(令和元年度)の0.263」に修正しております。

8ページをお開きください。表1-2(1)市町村財政の状況については、令和元年度を追加し、その下の表1-2(2)主要公共施設等の整備状況については、平成元年度末を追加し、それぞれ表を差し替えております。

9ページ、(4)地域の持続的発展の基本方針です。

上から6行目の最後、満ちたの次になります。「社会を持続的に構築し、」に修正し、その6行下の中段、歴史・文化などを生かしたの次「持続可能な地域社会」に修正をしております。このページの中段、「したがって、」の次、「今後は標茶に多く存在する素材としての」から次ページの下段、「5. みんなで創造できるまち」までは第5期総合計画を反映し、置き換えをしているところであります。

(5)地域の持続的発展のための基本目標です。

これにつきましては、今計画からの新規追加項目となっており、標茶町人口ビジョンから転載をしております。

11ページになります。(6)計画の達成状況の評価に関する事項になります。

これにつきましても、今計画からの新規追加項目となっており、本計画の取り組みについては、総合戦略などの進捗管理により、施策・事業ごとPCDAサイクルに基づいた効果検証や進捗管理を行い評価を実施します。

次に、(7)計画期間です。

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間に修正をしております。

次に、(8)公共施設等総合管理計画との整合です。

これにつきましては、今計画からの新規追加項目となっており、ア公共施設等の管理に関する基本的な考え方は、標茶町公共施設等総合管理計画から転記し、イ本計画との整合性については、「本計画においても、標茶町公共施設等総合整備管理計画における基本的な考え方に基づき、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い本町過疎地域の持続的発展に努めます。」としております。

13ページをご覧くださいと思います。2の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成です。

移住・定住・人材育成については、今計画からの新規追加項目となっております。

(1) 現況と問題点

ア. 移住・定住は総合計画・定住自立圏構想から転記しており、書出しの部分からになります。「若年層を中心とした転出などにより人口減少が進み、国による地方創生への支援などが行われておりますが、都市部への転出は抑えられず、今後も少子高齢化社会が相乗し、さらに人口減少と地域経済の衰退が懸念されています。

若者の定住は、地域雇用の供給が密接に関連しており、基幹産業の就労環境の整備をはじめ新たな雇用の創出が必須です。

担い手不足が深刻化していくなかで、地域づくりの担い手となるとともに、地域住民との交流を通じて新たな価値の創造につながるような人材の確保が必要であり、さらには地域内への移住・長期滞在の促進を図るため、暮らしや滞在に関する情報提供や、民間事業者と一体となった受け入れ体制づくりなどの取り組みを推進するとともに空き家などの有効活用も含めた対策が必要です。」を追加しております。

イ. 地域間交流の促進については、前計画と変更はございません。

ウ. 人材育成は今計画からの新規追加項目となっております。書出しの部分から「多様な人材を活かす雇用の場の確保を推進するため、各種制度・施策を有効に活用しながら、各種研修の確保や起業・就業への支援拡充など安定的に働くことができるよう、地域経済の活性化に配慮した支援が必要です。また、新卒者の町外流出が課題となっております。地元における雇用機会の拡大と職種の多様性が求められています。さらには、地域の課題や資源を分析することにより、これからあらゆる分野において、意欲のある若者への起業化活動に関する支援を強化する必要があります。」を追加しております。

(2) その対策も今計画からの新規追加項目です。

・移住に関心ある方へ体験住宅として、お試し暮らし住宅を整備し、地域の自然や生活環境を体験いただき、移住促進を図ります。

・不動産や観光、暮らしに必要な情報などの情報発信に努めます。

・滞在者相談窓口の設置や地域体験プログラムの実施などの受け入れ体制の充実を図ります。

14ページになります。

・町外で開催される観光物産展・イベントなどへの参加や、ふるさと会活動を側面的に支援するなど、地域間交流を推進します。

・外国人労働者が増えている実態を踏まえ、A L Tを活用した交流活動など、多様な文化をもった人々との交流の充実を検討します。

・関係人口を増やす取り組みを進めるとともに、地域おこし協力隊の活用により地域課題の解決を図ることや担い手の育成など、地域活性化と移住定住の推進を図ります。

・意欲ある若者等の起業化活動への支援を進めますを追加しております。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）についても新規追加となっております。

計画の項目ですが、表の左上の部分、前計画では「自立促進施策区分」となっていたものが、今計画では「持続的発展施策区分」に変更されています。

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、事業名ですが（4）過疎地域持続的発展特別事業、移住・定住、事業内容は移住・定住促進事業、事業主体は町、その下、事業名は、地域間交流、事業内容は、地域間交流事業、事業主体は町を追加しております。この地域間交流事業は、前計画では、2の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進にあったもので

ございます。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合についても今計画からの新規追加項目となっており、「標茶町公共施設等総合整備管理計画における基本的な考え方にに基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。」を追加しております。

15ページです。

3 産業の振興です。

(1) 現況と問題点、ア. 農業ですが、下の表2、搾乳戸数と生乳生産量の推移について、平成27年、令和2年を追加し、表の差し替えを行っております。

次のページの表3、農家数などの推移についても、平成27年、令和2年を追加し、イ. 林業の表4、林野面積および林相・林種森林面積については、各区分における数値を更新し、それぞれ表の差し替えを行っております。

17ページ、エ. 観光でございますが、上から6行目の書出し部分から、「茅沼地区観光宿泊施設「憩の家かや沼」は、シラルトロ湖に隣接し、雄大なロケーションと温泉を活用した町民の保養、健康増進の場として建設され、昭和62年に国立公園の指定を受けてからは、同公園内で唯一の宿泊施設であり、町民憩いの場として、また広く公衆のレクリエーション、保養施設としての役割は一層大きなものとなっております。また、雇用対策、経済対策の活性化を推進するためには不可欠な施設であるものの、昭和53年10月の建設から40年以上を経過し、施設の老朽化が進んでおり、施設利用者の利便性向上と更なる誘客に対応できる施設整備を行い、交流人口の創出による地域活性化を図る必要があります。」を追加しております。

19ページです。(3) 計画の計画年度を「令和3年度～令和7年度」に修正しております。計画の項目ですが、「自立促進施策区分」から「持続的発展施策区分」に変更しております。計画の表の下から2段目になります。事業名(9) 観光又はレクリエーション、事業内容ですが、茅沼地区観光宿泊施設改修事業、事業主体、町を追加し、その下の段、次のページにもかかりますが、事業名(10) 過疎地域持続的発展特別事業、「・商工業・6次産業化」に修正しております。前計画では、過疎地域自立促進特別事業となっております。

その下、事業名、・その他としておりますが、前計画ではこの事業内容は林業に区分されておりましたが、ソフト事業となりますので、過疎地域持続的発展特別事業に区分替えをしております。

(4) 産業振興促進事項になります。

今計画からの新規追加項目となっており、この計画ではこの部分が一番特徴的なものとなります。この後に条例提案をさせていただきますが、ここに記載がないと固定資産税の課税免除等ができないということになります。

ア. 産業振興促進区域及び振興すべき業種の表でございますが、産業振興促進区域は標茶町全域、業種は、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業、計画期間は、令和3年4月1日～令和8年3月31日としています。

イ. 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容は、上記(2)(3)のとおり。

なお、本区域における産業の振興については、必要に応じて周辺市町村や北海道、民間事業者との連携に努めますとしています。

(5) 公共施設等総合整備計画との整合については、先ほどの14ページ(4)のところ説

明したとおりでございます。

21ページ、4 地域における情報化です。

(1) 現況と問題点の上から2行目、「ファックスの整備、」の次でございますが「令和4年度には町内全域で光回線を利用できる環境が整う予定となっておりますが、今後もインターネットを活用した情報発信や行政手続きの充実、雇用の拡大や移住・定住に伴う関係人口の創出など様々な分野で効果的な利活用ができるよう検討が必要であり、さらには」に修正しております。

(2) その対策の3点目になります。「町内全域での光回線敷設に努めるとともに効果的な利活用について検討します。」を追加し、6点目では「インターネットを活用した」を加えております。

(3) 計画の計画年度を「令和3年度～令和7年度」に修正しております。計画の項目ですが、「自立促進施策区分」から「持続的発展施策区分」に変更しております。

(4) 公共施設等総合整備計画との整合については、14ページ(4)のところで説明したとおりでございます。

22ページ、5 交通施設の整備、交通手段の確保です。

(1) 現況と問題点のア. 道路の上から7行目になります。「また、」の次に「国道4路線108.0キロメートル道道11路線129キロメートル、町道508路線728.5キロメートルに」修正し、表5の道路現況について、国道の実延長、改良済、舗装道路、町道の実延長から舗装道路まで数値を更新しているところでございます。

23ページ、(3) 計画の計画年度を「令和3年度～令和7年度」に修正しております。計画の項目ですが、「自立促進施策区分」から「持続的発展施策区分」に変更しております。事業内容では「町道改良舗装事業」、事業主体「町」、「常盤10線改良舗装事業」「町道舗装補修事業」「西熊牛北幹線舗装補修事業」いずれも事業主体は「町」、「磯分内瀬文平線」は「舗装」を加えております。

24ページ、上から3段目になります。事業内容「防雪柵設置事業」に修正をしております。上から8段目になりますが、事業内容「農道整備事業 磯分内弥栄線地区」、事業主体「町」を追加。事業名の一番下になりますけれども、「(9) 過疎地域持続的発展特別事業・公共交通」に修正をしているところでございます。

25ページ、(4) 公共施設等総合整備計画との整合については、14ページ(4)のところで説明したとおりでございます。

26ページをお開きください。6 生活環境の整備です。

(1) 現況と問題点 ア. 水道施設の2行目の前段になります。87.6%に修正し、下から3行目、書出し部分からになりますが、「水道は、町民生活や社会経済活動に欠かすことのできないライフラインであることから、施設の更新および耐震化等を計画的にダウンサイジングも検討しながら進め、災害に強く安全で安定した供給体制の整備が必要です。」を加えております。

イ. 下水処理施設の2行目の後段になります。94.9%に修正し、その5行下の後段になります。63.3%に修正しております。下から3行目の中段です。「あたり、」の次になりますが「標茶市街地区、虹別地区、塘路地区および磯分内地区の施設の老朽化に伴う処理場および管渠の

改築更新を計画的に進める必要があり、」を加えております。

ウ．廃棄物処理施設は書出しの部分から、「ごみ処理については、平成7年度から一般廃棄物処理の有料化、分別収集、資源リサイクルの取り組みを実施するなど、ごみの軽減を図っており、また、平成18年度より町内全地区において収集業務を実施しています。平成30年度からは新たなごみ焼却施設（エネルギー回収推進施設）及び最終処分場の供用を開始し、施設の適正な維持管理に努めております。今後は、更なるごみの減量化、リサイクルを推進することにより、CO₂削減に向けた再生可能エネルギーや省資源・省エネルギー意識と環境に配慮した消費生活の普及を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図っていく必要があります。また、農業用廃プラスチックの集団回収についても継続して取り組みを実施してまいります。」に全文を修正しております。

28ページをお開きください。（3）計画の計画年度を「令和3年度～令和7年度」に修正しております。計画の項目ですが、「自立促進施策区分」から「持続的発展施策区分」に変更しております。事業内容では上から2段目「長寿命化事業」、事業主体「町」を追加しております。

29ページです。下から5段目になります。事業内容「通信業務共同化システム統合事業」、事業主体「消防組合」を追加し、下から3段目になりますが、事業名「(7) 過疎地域持続的発展特別事業・生活」事業内容「標茶町マイホーム応援事業」事業主体「町」を追加しております。

30ページ、(4) 公共施設等総合整備計画との整合については、14ページの(4)のところで説明したとおりでございます。

31ページです。7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進でございますが、表題に「子育て環境の確保」を追加したところであります。

(1) 現況と問題点 ア．子育て支援・児童福祉は書出しに部分からになりますが、「本町の人口減少の一番の原因は若年層の人口流出であり、特に子育て世代の流出が影響していることから、子どもを安心して生み育てることのできる環境を整えることが最重要課題となっております。令和元年度には国の保育料無料化に先駆けて、保育園、へき地保育所、幼稚園保育料などの全面無料化を実施しましたが、全国的な保育士の不足は本町も同様であり、結果として待機児童が生じ課題となっております。また、今後の出生数を長期的展望で分析するなどし、ニーズに合った効果的な保育体制の充実を図る必要があります。

未就学児のいる家庭に対しては、親子で遊べる場「子育てサロン」、遊びの提供を行う「遊びの広場」のほか、3歳児を対象とした「わんぱく」、保護者向けの「子育て講座」などを展開し、保護者同士の交流と育児負担の軽減につながっています。

経済的な子育て支援としては、子育て応援チケット（みるくっく券）や、大学生以下を対象に医療費などの自己負担分を町内の買い物などに利用できるお買物券で還元する事業を実施し、子育て世代の経済的な負担軽減を図っています。」を新規で追加しております。

イ．高齢者の保健・福祉の9行目の中段になりますけれども、「第8期」に修正しております。

32ページをお開きください。（2）その対策では、最初の2点になります。

「保育ニーズに応える保育サービスの充実を図るとともに、子育て世代同士の交流の促進や

町内会・地域会の主体的活動促進など、子育て環境の整備に取り組みます。」

「保育園・へき地保育所・幼稚園保育料などの全面無料化や、子育て応援チケット（みるくっく券）、大学生までの医療費還元事業など、子育て世代の経済的な負担や不安の軽減を図ります。」を追加しております。

（３）計画の計画年度を「令和３年度～令和７年度」に修正しております。計画の項目になりますけれども、「自立促進施策区分」から「持続的発展施策区分」に変更しているところがございます。

33ページ、１段目、持続的発展施策区分で「子育て環境の確保」を追加しております。事業名では「（１）児童福祉施設・保育所、事業内容では「みどり保育園改築事業」、事業主体「町」を追加しております。２段目、事業名「高齢者福祉施設・その他」の前に「（３）」を追加し、３段目でございますが、事業名「（８）過疎地域持続的発展特別事業・高齢者・障害者福祉」を追加し、事業内容「徘徊高齢者等情報検索システム運営事業、徘徊の恐れのある高齢者が機器を身に付けることにより、不明時に位置確認が可能となる。広大な面積に山林・河川が点在する本町において、不明者の早期発見・保護に活用できる。」、事業主体「町」、４段目、事業内容「重度心身障害者タクシー料金助成事業 重度心身障害者等で日常の外出の際にタクシー等を利用せざるを得ない者に対し、交通費の一部を助成する。」、事業主体「町」、５段目ですが、事業内容「緊急通報システム設置事業、一人暮らし高齢者及び身体障害者等の急病や災害等の緊急時に、迅速かつ適切に対応する。」、事業主体「町」を追加しております。なお、３段目以降の事項については、前計画の３ 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進からの区分移動となります。６段目、事業名「・その他」を追加し、事業内容中「高校生」を「大学生」に修正したところがございます。

（４）公共施設等総合整備計画との整合については、14ページ（４）のところで説明したとおりでございます。

34ページ、８ 医療の確保ですが、（１）現況と問題点２行目の後段、「週２回」を「月２回」に修正しております。

（３）計画の計画年度を「令和３年度～令和７年度」に修正しております。計画の項目ですが、「自立促進施策区分」から「持続的発展施策区分」に変更しております。３段目ですが、事業名「（３）過疎地域持続的発展特別事業・自治体病院」に修正しております。

35ページです。２段目、事業名「・その他」を追加しております。

（４）公共施設等総合整備計画との整合については、14ページ（４）のところで説明したとおりでございます。

36ページです。９ 教育の振興ですが、（１）現況と問題点 ア．学校関連教育施設の表６小中学校の状況は、平成27年度、令和２年度を加え、表の差し替えを行っております。

37ページ（３）計画の計画年度を「令和３年度～令和７年度」に修正しております。計画の項目ですが、「自立促進施策区分」から「持続的発展施策区分」に変更しております。一番下の段、事業名「（４）過疎地域持続的発展特別事業・義務教育」に修正をしております。

38ページの１段目になりますが、事業名「・その他」、事業内容「標茶高等学校教育振興会助成事業」、事業主体「町」を追加しております。

（４）公共施設等総合整備計画との整合については、14ページ（４）のところで説明したと

おりでございます。

39ページ、10 集落の整備ですが、(3) 公共施設等総合整備計画との整合については、14ページ(4)のところで説明したとおりでございます。

40ページ、11 地域文化の振興等です。

(1) 現況と問題点 書出しの部分ですが、「平成30年7月に博物館「ニタイ・ト」がオープンし、先史時代から現代に至る標茶の歴史の流れ、町内に生息する動物などのパネル展示、古民具が収蔵展示されており、釧路湿原を訪れる観光客で賑わいをみせています。今後は、学校教育及び生涯学習活動の拠点施設として内容の充実を図るため、展示物の整備を行う必要があります。また、町指定文化財である北海道集治監釧路分監本館及び旧塘路駅通所の保存に努めます。」に修正し、上から9行目の後段、「刊行したところで」の次、「あり、第4巻の刊行に向け、引き続き作業を進めます。」に修正をしております。なお、前回計画にありました「近年、創作家具づくり、陶芸窯の設置など・・・」の下りの部分は削除をしております。

(3) 計画を新たに追加しています。計画年度を「令和3年度～令和7年度」とし、計画の項目ですが、「持続的発展施策区分、10地域文化の振興等」、事業名「(1) 地域文化振興施設等、地域文化施設」、事業内容「アイヌ政策推進事業」、事業主体「町」を追加しております。

41ページです。(4) 公共施設等総合整備計画との整合については、14ページ(4)のところで説明したとおりでございます。

42ページです。12 再生可能エネルギー利用の促進、この項目については、新規の頭出しとなっております。

(1) 現況と問題点「本町では、家畜ふん尿の河川流出問題や臭気問題といった対策への取り組みが必要視され、他地域へも影響を及ぼすこの問題は、早急に取り組まなければならない課題となっております。今後は、家畜ふん尿などの再生可能エネルギー資源を、エネルギーや有機肥料等に変換し、地域の環境にとって良い状態で循環し続けることで新たな産業や新たな雇用の創出が可能となるような地域振興に貢献する取り組みが必要です。」としています。

(2) その対策

・再生可能エネルギーの活用に関する取り組みを進めますとしています。

(3) 計画の計画年度を「令和3年度～令和7年度」に修正しております。計画の項目ですが、「自立促進施策区分」から「持続的発展施策区分」に変更しております。2段目、事業名ですが「(1) 再生可能エネルギー利用施設」に修正しているところでございます。この計画につきましても、前計画の10その他地域の自立促進に関し必要な事項からの異動項目となっております。

(4) 公共施設等総合整備計画との整合については、14ページ(4)のところで説明したとおりですが、ここについては新規の追加となっております。

43ページ、13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項です。表題の「自立促進」を「持続的発展」に修正し、(1) 現況と問題点の各項目にア、イ、ウをふったところでございます。

(3) 計画の計画年度を「令和3年度～令和7年度」に修正しております。計画の項目ですが、「自立促進施策区分」から「持続的発展施策区分」に変更しております。

44ページです。(4) 公共施設等総合整備計画との整合については、14ページ(4)のところで説明したとおりでございます。

45ページから46ページにつきましては、事業計画（令和3年度～令和7年度）における事業名「過疎地域持続的発展特別事業」として記載された部分の再掲であり、ソフト事業を掲載したものでございます。

以上で、議案第55号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） ちょっと教えて欲しいんですが、この特別措置法案がでたときに、いわゆる卒業団体という言葉がありましたよね。私はこの卒業団体というのは計画年度が終わったら卒業団体になるんだというふうに解釈していたんですが、卒業団体は現行法では5年間だったんだけど、新しい特別措置法案では6年間に期間を延長するというふうになっているはずなんですが、この計画期間とは関係ないんですか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたしたいと思います。

卒業団体は字のごとく、過疎地域から卒業したと、立派に自活できるということで卒業された団体になります。ただし、卒業したからといって、今まで過疎事業を行ってきた部分について、すぱっと切るわけにはまいりませんので、経過措置ということで、卒業団体、要するにみなし団体、一部過疎等も含めてですね、6年間の経過措置を持っているということで、私どものこの5年間という計画は、今回の新過疎法は失効までに10年間ございますが、計画期間は前期の5年間、後期の5年間としてとらえられているため、今回前期分として、前期分の5年間の計画を策定させていただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） よくわかりました。各ページに事業内容や事業主体が出てくるんですけども、事業主体がその他っていうのがありますよね。ほかははっきり、町とか分かるんですけども、その他というのはどういうものを指すんですか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたしたいと思います。

例えばでございますが、全部のページのその他で記載されている部分が頭に入っているわけではございませんけれども、34ページでいきますと、医療の確保というところをお開きいただきたいと思います。

34ページの表になりますけれども、小児救急医療支援事業、事業主体、その他となっておりますけれども、「町立病院に小児科が常設されていないため、休日・夜間における入院治療を必要とする小児の重篤救急患者に対する医療を確保する」ということで、事業主体、その他になっているわけなんですけど、本町は小児科医がいるわけではございませんので、本町の町立病院が行うわけではなく、派遣していただきながらこの事業をやらなければならないというところで、この事業については、本町の町立病院ではなく、こちらのほうからお願いをする病院等になるかと思っておりますので、そちらのほうに事業費を拠出して事業をやっていただく場合等に事業主体、その他というふうに記載をしているところです。それ以外につきましては町並びに消

防であれば消防組合、衛生組合であれば衛生組合というふうに記載をしているところで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 最後ですが、19ページに商業・その他で出ている商工団体育成事業、その他って書いているのも今言ったような説明と大体同じですか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お見込みのとおりでございます。

（「わかりました」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第55号は原案可決されました。

◎議案第56号

○議長（菊地誠道君） 日程第8。議案第56号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第56号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、標茶町表彰条例に基づく令和3年度の被表彰者を別紙のとおり決定したいので、議会の同意を求めるというものでございます。

本年度の被表彰者は、教育文化功労表彰1名、在任功労表彰98名、善行表彰1名、勤続表彰3名の方々で、文化の日でもあります11月3日に表彰しようとするものでございます。

なお、7月30日開催の標茶町表彰審査会において審査をいただいておりますことをご報告申し上げます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書5ページをご覧ください。

議案第56号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について

令和3年度被表彰者を別紙のとおり決定したいので、議会の同意を求めます。

次ページにまいります。

最初に、1 功労表彰の（ア）教育文化功労表彰の被表彰者について説明させていただきます。地区名・氏名・年令・事績の順に説明します。

また、地区名につきましては、従前から地域の方々に理解され、使用されている区域の地区名で表示してありますことをご理解願いたいと思います。

（以下、議案朗読のため、記載については省略）

以上、103名の方々を表彰しようとするものでございます。

以上で、議案第56号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり同意してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第56号は原案同意されました。

◎議案第57号

○議長（菊地誠道君） 日程第9。議案第57号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君）（登壇） 議案第57号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号により、議決を求めるものでございます。

以下、内容について資料とあわせてご説明いたします。

議案16ページ、資料2ページをご覧ください。

議案第57号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は、標茶中茶安別線道路改良舗装工事です。契約金額は1億5,950万円です。契約の方法は指名競争入札です。契約の相手方は、丸栄・新根特定建設工事共同企業体、代表者、川上郡標茶町桜8丁目2番地、株式会社丸栄組 代表取締役 気仙英二。構成員、川上郡標茶町平和8丁目6番地、新根開発株式会社 代表取締役 小林桂一です。

資料へまいります。

工事概要は、改良延長L=660.00メートル、管渠工、側溝工、防護柵工、標識工、縁石工一式となっております。舗装延長L=816.94メートルです。工事場所は上茶安別です。指名業者の状況ですが、丸栄・新根特定建設工事共同企業体、株式会社住友建設、明盛建設株式会社、株式会社後藤組、株式会社藤原組の5社で入札を行った結果、1回で落札しました。

入札執行日は令和3年8月27日です。竣工予定日は令和4年9月30日です。新規、継続の別は継続です。備考といたしまして予定価格1億6,502万2,000円で実施しました。

以上で、議案第57号の説明を終了いたします。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第57号は原案可決されました。

◎議案第58号

○議長（菊地誠道君） 日程第10。議案第58号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君）（登壇） 議案第58号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、それぞれ公布されたことに伴い、令和3年度分以後の課税の事務処理上、町税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、ご提案するものでございます。

改正内容につきましては、個人町民税の均等割及び所得割を非課税とする者の要件に係る扶養親族の改正。公的年金等受給者が提出する扶養親族申告書に記載する扶養親族の改正。特定公益増進法人に対する寄附金制度の見直し。特定一般用医薬品等購入費に係る医療費控除の特例期限の延長でございます。

議案第58号 標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次のページをご覧ください。

標茶町税条例の一部を改正する条例

標茶町税条例（昭和25年標茶町条例第65号）の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては、別冊の議案説明資料によりご説明いたします。

議案説明資料の3ページ、議案第58号資料①をお開きください。

議案第58号資料①、区分、町民税、改正項目「1. 個人の町民税の非課税の範囲」で、関係条項は、条例第24条第2項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、「扶養控除」について、その対象となる「扶養親族」から30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除くこととされた(令和2年度改正)に伴い、均等割の非課税限度額について、その基準の判定に用いる「扶養親族」の範囲を扶養控除の取扱いと同様とするものです。ただし、30歳以上70歳未満の国外居住親族であっても、留学生や障害者、生活等のために38万円以上の送金を受けている者は、今までどおり扶養親族（控除対象扶養親族）の対象となります。

改正文につきましては、第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加えるとするものです。

施行につきましては、令和6年1月1日とし、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるとするものです。

区分、町民税、改正項目「2. 寄附金税額控除」で、関係条項は、条例第33条の7第1項第1号、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、特定公益増進法人に対する寄附金の寄附金税額控除について、その対象となる寄附金から出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金を除外するもので、税の公平性を確保するための改正になります。

同号ロ、ハ、ホ、ヘ、チについては、「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号ニ、トについては、「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号ヌについては、「もの」の次に「、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加えるとするものです。

施行につきましては、令和4年1月1日とし、この条例による改正後の条例第33条の7第1項第1号の規定は、所得割の納税義務者が令和3年4月1日以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出したこの条例による改正前の条例第33条の7第1項第1号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例によるとするものです。

次のページをご覧ください。

区分、町民税、改正項目「3. 個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書」で関係条項は、条例第35条の3の3第1項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、改正項目1と同様の改正により、控除対象扶養親族以外の扶養親族は、「16歳未満の扶養親族」のほか、「30歳以上70歳未満の一定の国外居住親族」つまり、留学生や障害者、38万円以上の送金を受けている者が規定されることとなりましたが、公的年金等受給者の扶養親族申告書で必要となる情報は、引き続き16歳未満の扶養親族に係る情報であることから規定の整備をするもので、第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改めると

するものです。

施行及び適用につきましては、改正項目1と同じです。

区分、町民税、改正項目「4. 個人の町民税の所得割の非課税の範囲等」で関係条項は、条例附則第5条第1項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、改正項目1の改正と同様、「扶養控除」について、その対象となる「扶養親族」から30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除くこととされた(令和2年度改正)に伴い、所得割の非課税限度額について、その基準の判定に用いる「扶養親族」の範囲を扶養控除の取扱いと同様とするもので、「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加えるとするものです。

施行及び適用につきましては、改正項目1と同じです。

区分、町民税、改正項目「5. 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例」で関係条項は、条例附則第6条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の拡充及び適用期限の延長に伴い規定を整備するもので、「令和4年度」を「令和9年度」に改めるとするものです。

施行につきましては、令和4年1月1日とするものです。

附則につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第58号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第58号は原案可決されました。

◎延会の宣告

○議長(菊地誠道君) お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

(午後 4時25分延会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 5番 熊 谷 善 行

署名議員 6番 鈴 木 裕 美

署名議員 8番 深 見 迪

令和3年標茶町議会第3回定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和3年 9月 8日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 議案第59号 標茶町学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第60号 標茶町都市公園条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第61号 標茶町スポーツ振興助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第62号 標茶町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 第 5 議案第63号 令和3年度標茶町一般会計補正予算
議案第64号 令和3年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第65号 令和3年度標茶町病院事業会計補正予算
- 第 6 認定第 1号 令和2年度標茶町一般会計決算認定について
認定第 2号 令和2年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について
認定第 3号 令和2年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について
認定第 4号 令和2年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について
認定第 5号 令和2年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について
認定第 6号 令和2年度標茶町簡易水道事業特別会計決算認定について
認定第 7号 令和2年度標茶町病院事業会計決算認定について
認定第 8号 令和2年度標茶町上水道事業会計決算認定について
- 第 7 議案第66号 監査委員の選任について
- 第 8 議案第67号 教育委員会委員の任命について
- 第 9 意見書案第11号 保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める意見書
- 第10 意見書案第12号 地域医療構想を見直し、実情に応じた医療体制の確立を求める意見書
- 第11 意見書案第13号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の凍結・中止を求める意見書
- 第12 意見書案第14号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
- 第13 意見書案第15号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 第14 意見書案第16号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

- 第15 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）
 閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）
 閉会中継続調査の申し出について（広報委員会）
 閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 追加 議案第63号 令和3年度標茶町一般会計補正予算
 議案第64号 令和3年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
 議案第65号 令和3年度標茶町病院事業会計補正予算
 （議案第63号・議案第64号・議案第65号審査特別委員会報告）

○出席議員（12名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 渡邊定之君 | 2番 類瀬光信君 |
| 3番 長尾式宮君 | 4番 松下哲也君 |
| 5番 熊谷善行君 | 6番 鈴木裕美君 |
| 8番 深見迪君 | 9番 本多耕平君 |
| 10番 黒沼俊幸君 | 11番 鴻池智子君 |
| 12番 後藤勲君 | 13番 菊地誠道君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|--------|-------|
| 町長 | 佐藤吉彦君 |
| 副町長 | 牛崎康人君 |
| 総務課長 | 齊藤正行君 |
| 企画財政課長 | 武山正浩君 |
| 税務課長 | 齋藤和伸君 |
| 管理課長 | 齊藤昇一君 |
| 農林課長 | 長野大介君 |
| 住民課長 | 伊藤順司君 |
| 保健福祉課長 | 石塚剛君 |
| 建設課長 | 富原稔君 |
| 観光商工課長 | 三船英之君 |
| 水道課長 | 油谷岳人君 |
| 育成牧場長 | 若松務君 |
| 病院事務長 | 浅野隆生君 |
| やすらぎ園長 | 穂刈武人君 |

農委事務局長	川村勉君
教 育 長	島田哲男君
教委管理課長	常陸勝敏君
指 導 室 長	秋山豊君
社会教育課長兼 中央公民館長	服部重典君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	中島吾朗君
議 事 係 長	中嶋禎之君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長（菊地誠道君） 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開議)

◎議案第59号

○議長（菊地誠道君） 日程第1。議案第59号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君）（登壇） 議案第59号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するため、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすために学校給食の実施に必要な施設として「共同調理場」を設置しておりますが、その施設について現在改築事業を進めており、11月中旬の完成予定となっております。

その共同調理場の設置及び管理運営に関し定めている条例について、改築事業完了後、新施設稼働にあわせ施設名称の変更を行い、また建設位置、住所地の変更が生じることから、所要な改正提案をするものであります。また、改正にあわせて条文中の字句の修正もあわせて行いたいというものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案説明資料は11ページに、条例新旧対照表を添付しておりますので、併せてご参照ください。議案書は20ページ。

議案第59号 標茶町学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次のページをお開きください。

標茶町学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例

標茶町学校給食共同調理場設置及び管理条例（昭和51年標茶町条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条 名称及び位置の改正でありまして、第3条の表中「標茶中央学校給食共同調理場」を「標茶町学校給食共同調理場」に、「標茶町川上1丁目28番地」を「標茶町川上1丁目25番地」に改める。

以下は字句の修正となります。

第4条第1項中「の運営」を削り、「ならしむるため」を「に運営するため」に改め、同条第2項中「具申」を「答申」に改める。

第6条中「ひらきかぎ括弧」及び「とじかぎ括弧」を削る。

附則といたしまして この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、令和3年12月13日から施行する。

第3条の名称、位置改正は新施設の使用開始日にあわせ、その日を施行日とするものであります。

なお、本案につきましては、8月27日開催の第8回定例教育委員会において、議決をいただいておりますことを申し添えます。

以上で、議案第59号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第59号は原案可決されました。

◎議案第60号

○議長（菊地誠道君） 日程第2。議案第60号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君）（登壇） 議案第60号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

このたびの標茶町都市公園条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、標茶町多目的運動広場内に設置されているアイスホッケーリンクを廃止したいというもので、関係する標茶町都市公園条例、標茶町多目的運動広場条例、標茶町体育施設等使用料条例の一部を改正するものです。

これまで町内には野外アリーナと多目的運動広場内のアイスホッケーリンクの二つの施設があり、主に冬季間のアイスホッケー競技、長靴アイスホッケー競技などに利用されてきましたが、両施設とも利用者数、利用日数は年々減少していることから、現在、二つあるアイスホッケーリンク施設を野外アリーナに集約して、施設の維持管理費等の軽減を図るものであります。

アイスホッケー場の主な利用団体につきましては、施設の集約についてご理解を頂いてお

り、標茶町多目的運動広場内のアイスホッケーリンクにつきましては今年度から廃止とするものです。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書22ページ及び議案説明資料12ページをご覧ください。なお、議案第60号資料①～③につきましては、新旧対照表となっておりますので、あわせてご参照ください。

議案第60号 標茶町都市公園条例等の一部を改正する条例の制定について
標茶町都市公園条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。
次ページをご覧ください。

標茶町都市公園条例等の一部を改正する条例

第1条は、標茶町都市公園条例の一部改正となります。

(標茶町都市公園条例の一部改正)

第1条 標茶町都市公園条例(昭和51年標茶町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号中「、アイスホッケーリンク」を削る。

第2条は、標茶町多目的運動広場条例の一部改正となります。

(標茶町多目的運動広場条例の一部改正)

第2条 標茶町多目的運動広場条例(昭和61年標茶町条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中アイスホッケーリンクの項を削る。

第3条は、標茶町体育施設等使用料条例の一部改正となります。

(標茶町体育施設等使用料条例の一部改正)

第3条 標茶町体育施設等使用料条例(平成18年標茶町条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第3中アイスホッケーリンクの項を削る。

附則といたしまして、

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第60号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

本多君。

○9番(本多耕平君) ただいま課長のほうから説明がありました。もうちょっと聞きたいんですが、今の説明では、聞いている範囲では、アイスホッケーに使用できるのが二つあると。しかし要因としては人員が減ったり、あるいはまた回数が減るということで一つに集約したという。それについてもアイスホッケーをする人から理解を得たということですが、そのスポーツ団体の今までの使用状況をみたとときに一つにした場合、本当に支障がないのか、それともスポーツの協会のほうでは町が考えるのであれば仕方ないでしょうという理解のもとに承諾したのか。まあ不必要な施設ということについては今の課長には同感いたしますけれど、そういう利用者の不便について、我慢を強いることはなかったかお聞きしたいのですが。

それと長靴アイスホッケーとか町民でもまだまだ人口が増えてくると思うのですが、そういう方々の一般的な利用の中で一つにした場合、不便ということが出てこないのでしょうか。それも付け加えてお聞きします。

○議長（菊地誠道君） 社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君） お答えいたします。

長靴アイスホッケー場につきましては、野外アリーナの施設も含めてなんですが、利用者日数の推移を見ますと平成18年には野外アリーナで年間5,000人程度利用がございました。それが令和2年ですとコロナの関係もありますので、平成30年度で利用が1,900人、おおむね4割を切る状況となっております。

長靴アイスホッケー場につきましても、平成18年当時が1,500名程度、平成30年度には255名、15.6%ということで利用状況がかなり激減しているということで、今後の利用状況も含めて、現在のアイスホッケー団体及び長靴アイスホッケー団体、これまでアイスホッケー団体が例年1月、長靴アイスホッケーが2月ということで、時期を分けて利用していた状況もあるんですが、1月のアイスホッケーの使用日数もかなり減ってきておりますので、そういった部分では将来的な利用も含めて十分に野外アリーナ施設で対応できるということで判断しております。また、利用団体の長靴アイスホッケー協会さんもそういった理由で今後の活動についても特段支障はないということのご回答をいただいているところであります。

以上です。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第60号は原案可決されました。

◎議案第61号

○議長（菊地誠道君） 日程第3。議案第61号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君）（登壇） 議案第61号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

このたびの標茶町スポーツ振興助成条例の一部を改正する条例の制定につきましては、ス

スポーツ振興助成の対象となる競技会の主催団体のうち、日本体育協会及び北海道体育協会がそれぞれ日本スポーツ協会、北海道スポーツ協会に名称を変更したことにより、規定を整理するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書24ページ及び議案説明資料16ページをご覧ください。

なお、議案第61号資料につきましては、新旧対照表となっておりますので、あわせてご参照ください。

議案第61号 標茶町スポーツ振興助成条例の一部を改正する条例の制定について
標茶町スポーツ振興助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次のページをご覧ください。

標茶町スポーツ振興助成条例の一部を改正する条例

標茶町スポーツ振興助成条例（昭和53年標茶町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号ア中「日本体育協会」を「日本スポーツ協会」に、「北海道体育協会」を「北海道スポーツ協会」に改める。

附則といたしまして、

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第61号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第61号は原案可決されました。

◎議案第62号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。議案第62号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 議案第62号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、標茶町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてであります。

昭和45年以来、4次にわたり議員立法として制定された過疎対策立法のもとで各種の対策が講じられてきました。

過疎地域自立促進特別措置法は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の拡大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としていましたが、令和3年3月31日をもってその効力が切れ、標茶町工業等開発促進条例（以下「旧条例」という。）も令和3年3月31日までとなっております。

そこで、過疎問題懇談会において「新たな過疎対策に向けて～過疎地域の持続的な発展の実現～」が取りまとめられ、引き続き過疎対策を講じていくとともに、人口減少の加速、公共交通手段の確保、医療・福祉分野の担い手の確保、集落の維持・活性化等の課題に対応していくため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことにより、新たに標茶町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（以下「新条例」という。）を制定したいというものであります。

議案書26ページをお開きください。なお、議案説明資料17ページに標茶町振興条例の一部を改正する条例新旧対照表、18ページから20ページに標茶町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例施行規則（案）を添付しております。

議案第62号 標茶町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

標茶町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例を別紙のとおり制定するというものでございます。

次のページをご覧ください。

標茶町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例

第1条は（趣旨）で、参照法は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）とし、法第8条第1項に規定する標茶町が定める過疎地域持続的発展市町村計画に記載された、同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内（本町の計画では、標茶町全域としております。）において、振興すべき業種として定められた「製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業」の用に供する設備の取得等で、この取得等には、「取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその付属設備にあっては、改修のための工事による取得又は建設を含む」とされ、この改修は、「増築、改築、修繕又は模様替えをいう」とされ、この「取得等」をした者に対する固定資産税の課税免除に関し、必要な事項を定めるというものでございます。

（趣旨）

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律

第19号。以下「法」という。)第8条第1項に規定する標茶町が定める過疎地域持続的発展市町村計画(以下「持続的発展計画」という。)に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内において、持続的発展計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業(法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。)若しくは旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)(以下「事業場等」という。)の用に供する設備の取得等(取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修(増築、改築、修繕又は模様替をいう。)のための工事による取得又は建設を含む。)をした者に対する固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条ですが(課税免除)で「製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業」の用に供する設備で、取得価額が各号に定める事業の区分に応じ、それぞれ定められた額以上のもの(以下「特別償却設備」といいます)の取得等をした者、この「取得等をした者」の定義はただいま第1条で説明したとおりですが、資本金の額等が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、「新設又は増設に限る」とされ、この「特別償却設備」である「家屋及び償却資産、当該家屋の敷地である土地については、「法の公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、取得の日の翌日から起算して1年以内にこの土地を敷地とする家屋の建設の着手があつた土地に限る」とされ、この取得をした者に対して課する固定資産税を免除するというものでございます。

第1号ですが、製造業又は旅館業について500万円とし、資本金の額等が5,000万円を超え、1億円以下である法人については1,000万円、資本金の額等が1億円を超える法人にあつては2,000万円」とするものです。

第2号は、情報サービス業等又は農林水産物等販売業で、500万円としています。第2項ですが、固定資産税を免除する期間は、最初の固定資産税が課された年度から3年度とするものです。

(課税免除)

第2条 町長は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項の表の第1号又は第45条第2項の表の第1号の規定の適用を受ける事業の用に供する設備で、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額以上のもの(以下「特別償却設備」という。)の取得等(法第23条に規定する取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項に規定する資本金の額等(以下「資本金の額等」という。)が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。)をいう。)をした者に対し、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(法第2条第2項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税を免除するものとする。

(1) 製造業又は旅館業 500万円(資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円とする。)

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

2 前項の規定による固定資産税を免除する期間は、最初の固定資産税が課された年度から3か年度とする。

第3条でございますが（課税免除の申請）で、課税の免除を受けようとする者は、1月31日までに申請しなければならないというものでございます。

（課税免除の申請）

第5条 前条の規定により課税の免除を受けようとする者は、当該課税の免除を受ける年の1月31日までに町長に申請しなければならない。

第4条は（課税免除の承継）で、課税免除の措置の期間中に相続又は所有者に変更が生じた場合、事業を承継するものに対しても課税免除の措置を行うというものです。

（課税免除の承継）

第4条 課税免除の措置を行うべき期間中に相続（法人にあつては合併）又は当該事業場等の所有者に変更が生じた場合は、その事業を承継する者に対しても引続き課税免除の措置を行うものとする。

第5条は（異動の届出）で、課税免除の申請を行ったときの設備等の内容に変更が生じたときは、異動の届出をしなければならないというものでございます。

（異動の届出）

第5条 課税免除を受けた者（以下「課税免除事業者」という。）が課税免除を受けた当該事業場等の設備その他申請したときの内容に変更を生じたときは課税免除事業者の代表者は、すみやかに町長に異動の届出をしなければならない。

第6条は（課税免除の取消）で、各号のいずれかに該当すると認めるときは、課税免除の取消をすることができるとしたものです。

（課税免除の取消）

第6条 町長は、課税免除事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業場等の課税免除の取消しをすることができる。

（1） 第2条の規定による課税免除の要件を欠くことが明らかとなったとき、又は事業を廃止し、又は休止したとき。

（2） 偽りその他不正な手段により課税の免除を受け、又は受けようとしたとき。

（3） 町税を滞納したとき。

第7条は（委任）で、この条例に定めるもののほかは、町長が別に定めるというものでございます。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則でございますが、第1項の（施行期日）は「公布の日から」とし、令和3年4月1日まで遡及適用しています。第2項の（条例の失効）については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の失効日（同法附則第3条）は令和13年3月31日ではありますが、固定資産税の課税免除について規定している総務省令、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第1条第1号イにおいて、令和6年3月31日までの間とされていることから、条例の失効日も令和6年3月31日としています。

第3項は、この条例の失効に伴う経過措置について規定しています。

第4項ですが、この条例が制定された場合、標茶町振興条例で参照している部分について改正が必要となりますので、その一部改正をここで行っております。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 この条例の失効前に取得等をした設備に対する固定資産税の免除については、この条例は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(標茶町振興条例の一部改正)

4 標茶町振興条例(昭和63年標茶町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「標茶町工業等開発促進条例(平成12年標茶町条例第38号)」を「標茶町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例(令和3年標茶町条例第 号)」に改める。

以上で、議案第62号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長(菊地誠道君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第62号は原案可決されました。

◎議案第63号ないし議案第65号

○議長(菊地誠道君) 日程第5。議案第63号、議案第64号、議案第65号を一括議題といたします。

本案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長(武山正浩君)(登壇) 議案第63号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和3年度一般会計補正予算（第6号）であります。

道路、町有施設、学校施設等、病院設備整備などに資するため、歳入歳出それぞれ1億6,201万2,000円を追加し、総額を126億1,416万3,000円としたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、道路維持費4,876万5,000円、除雪対策費1,215万2,000円、標茶中学校外構整備工事請負費5,000万円、学校給食共同調理場外構整備工事請負費1,500万円などを計上いたしました。

他会計への繰出金につきましては、病院事業会計へ643万2,000円を追加いたしております。一部事務組合への負担金につきましては、川上郡衛生処理組合負担金で455万7,000円を追加しております。

歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、地方交付税、町債の減額及び前年度繰越金を充当し、収支のバランスを図ったところであります。

また、地方債で1件の提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

令和3年度標茶町一般会計補正予算（第6号）

令和3年度標茶町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,201万2,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億1,416万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

以下、内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書にしたがいご説明いたします。

10ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複しますので説明を省略いたします。

4ページをお開きください。

第2表 地方債補正でございます。

起債の目的、6臨時財政対策債、補正前の限度額2億7,780万円から6,979万6,000円を減額し補正後の限度額を2億800万4,000円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じであります。

合計では、補正前の限度額20億490万円から、6,979万6,000円を減額し、補正後の限度額を19億3,510万4,000円とするものです。

18ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。合計で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額20億490万円から、補正額6,979万6,000円を減額し、補正後の額を19億3,510万4,000円とするものです。当該年度末現在高見込額ですが、補正前の額136億815万3,000円から、補正額6,979万

6,000円を減額し、補正後の額を135億3,835万7,000円とするものです。

以上で、議案第63号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君）（登壇） 議案第64号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、令和3年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）で、保険事業勘定において、令和2年度実績に基づく、介護給付費負担金、介護給付費支払基金、地域支援事業交付金等の清算に伴う返還金と基金積立金を計上させていただき歳入歳出とも3,258万5,000円増額し、総額を8億8,708万5,000円とするものでございます。

なお、財源につきましては、繰越金等により収支の調整を図ったところであります。

以下、補正予算書に基づき、説明いたします。

介護保険事業特別会計補正予算書の1ページをご覧ください。

令和3年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和3年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

介護保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,258万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,708万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 介護保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に沿ってご説明いたします。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ、3ページの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第64号の提案趣旨並びに内容について説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 病院事務長・浅野君。

○病院事務長（浅野隆生君）（登壇） 議案第65号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案は令和3年度標茶町病院事業会計補正予算（第1号）でございまして、収益的収入支出それぞれ306万6,000円を追加し、総額を12億6,597万1,000円にしたいというものであります。

資本的収支につきましては、収入に336万6,000円追加し、総額を9,892万円に、支出に677万3,000円追加し、総額を1億6,380万3,000円にしたいというものであります。

収益的収入及び支出補正の主なものを申し上げますと、支出では、病院正面駐車場のロードヒーティング設備の修繕費として321万円の追加補正を行うものであります。

一方、収入につきましては、総務省の繰出し基準に基づき、他会計補助金で306万6,000円を追加し収支を整えるものであります。

次に資本的収入及び支出の主なものですが、支出では、建設改良費の病院建設費は、老朽

化した医療ガス設備更新工事で770万円の追加補正を行うものであります。

収入につきましては、総務省の繰出し基準に基づき、負担区分に基づく出資金336万6,000円の追加補正を行うものであります。

以下、内容につきまして1ページからご説明申し上げます。

令和3年度 標茶町病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度標茶町病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和3年度標茶町病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

（4）主要な建設改良事業、器械及び備品購入費、補正予定量96万7,000円を減額し、5,399万円に。病院建設費、補正予定量770万円を追加し、770万円にするものです。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款、病院事業収益、補正予定額306万6,000円を追加し、12億6,597万1,000円に。

第2項、医業外収益、補正予定額306万6,000円を追加し、5億7,491万2,000円に。

支出、第1款、病院事業費用、補正予定額306万6,000円を追加し、12億6,597万1,000円に。

第1項、医業費用、補正予定額321万円を追加し、12億4,206万3,000円に。第2項、医業外費用、補正予定額14万4,000円を減額し、2,340万8,000円にするものです。

次ページへまいります。

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「6,151万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金6,151万6,000円」を「6,488万3,000円は、減債積立金574万6,000円及び過年度分損益勘定留保資金5,913万7,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款、資本的収入、補正予定額336万6,000円を追加し、9,892万円に。第1項、出資金、補正予定額336万6,000円を追加し、9,892万円に。

支出、第1款、資本的支出、補正予定額673万3,000円を追加し、1億6,380万3,000円に。

第1項、建設改良費、補正予定額673万3,000円を追加し、6,169万円にするものです。

（他会計からの繰入金）

第5条 予算第6条に定めた一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額を、次のとおり補正する。

（1）医療対策費補助、補正予定額306万6,000円を追加し、2億2,403万8,000円に。（4）施設整備費負担、補正予定額336万6,000円を追加し、3,084万5,000円に。合計、補正予定額643万2,000円を追加し、8億4,749万4,000円とするものです。

次のページへまいります。

（重要な資産の取得及び処分）

第6条 予算第8条に定めた重要な資産の取得に、次のとおり追加する。

1、取得する資産、種類は建物、名称は医療ガス設備、数量は1式です。

次に補正予算説明書によりご説明いたします。

9ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

次に6ページをお開きください。

こちらはキャッシュ・フロー計算書の補正後です。令和2年度決算を踏まえた内容となっております。

1、業務活動によるキャッシュ・フローは、(1)の当年度純利益から、(15)の利息の支払額までの合計は、補正前と比べ8,447万円減少し、マイナス2,423万8,000円であります。

2、投資活動によるキャッシュ・フローは、(1)の有形固定資産取得による支出から、(3)の他会計からの繰入金による収入までの合計は、補正前と比べ612万1,000円減少し、マイナス5,610万5,000円であります。

3、財務活動によるキャッシュ・フローは(1)建設改良企業債による収入から(4)他会計からの償還金による収入までの合計は、補正前と比べ、336万6,000円増加し、マイナス319万3,000円であります。

以上のことから4の資金増加額は、補正前と比べ8,722万5,000円減少し、マイナス8,353万6,000円となります。

5の資金期首残高は、補正前と比べ9,615万5,000円増加し2億3,206万9,000円、こちらは令和2年度の決算金額に基づくものであります。

したがって、6の資金期末残高は、補正前と比べ893万円増加し、1億4,853万3,000円となります。

次のページをお開きください。貸借対照表の補正後で決算を踏まえた内容となっております。

資産の部。

1 固定資産、(1)有形固定資産は、イの土地から、へのリース資産までの合計は補正前と比較して2,273万7,000円減の15億7,593万5,000円。(2)無形固定資産、補正前と同じ38万8,000円。固定資産合計は、補正前と比較して2,273万7,000円減の15億7,632万3,000円となります。

2 流動資産、(1)現金・預金は補正前と比較して893万円増の1億4,853万3,000円、(2)未収金は補正前と同じ6,000万円。(3)貯蔵品は補正前と同じ795万円。流動資産合計は、補正前と比較して893万円増の2億1,648万3,000円。資産合計は、補正前と比較して1,380万7,000円減の17億9,280万6,000円となります。

次のページへまいります。

負債の部。

3 固定負債、(1)企業債と(2)リース債務の合計で補正前と比較して2,183万1,000円減の3億1,765万9,000円。

4 流動負債、(1)企業債から、(5)預り金までの合計で補正前と比較して91万5,000円減の2億2,183万7,000円。

5 繰延収益、長期前受金から長期前受金収益化累計額を差し引いた額で補正前と比較して、17万4,000円減の1億5,819万4,000円。負債合計は、補正前と比較して2,292万円減の6億9,769万円となります。

資本の部。

6 資本金、補正前と比較して911万3,000円増の10億9,180万9,000円。

7 剰余金、(1) 資本剰余金と(2) 利益剰余金の合計は補正前と同じ330万7,000円。資本合計は、補正前と比較して911万3,000円増の10億9,511万6,000円となります。

負債資本合計は、補正前と比較して1,380万7,000円減の17億9,280万6,000円となります。

次に4ページから5ページですが、こちらは補正予算実施計画で、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので省略させていただきます。

なお、本案については8月23日書面開催の第1回町立病院運営委員会において、承認されておりますことをご報告申し上げます。

以上で、議案第65号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) お諮りいたします。

ただいま議題となりました、3案は直ちに議長を除く11名で構成する「議案第63号・議案第64号・議案第65号審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議題3案は、議長を除く11名で構成する「議案第63号・議案第64号・議案第65号審査特別委員会」に付託し、審査することに、決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午後1時00分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第1号ないし認定第8号

○議長(菊地誠道君) 日程第6。認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました認定8案は、議長・監査委員を除く10名で構成する「令和2年度標茶町各会計決算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、閉会中継続審査とすることにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました認定8案は、議長・監査委員を除く10名で構成する「令和2年度標茶町各会計決算審査特別委員会」に付託し、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

◎議案第66号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。議案第66号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第66号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和3年10月23日をもって、任期満了となります監査委員の選任についてであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第66号 監査委員の選任について

標茶町監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条の規定によって、議会の同意を求めるというものであります。

住所は川上郡標茶町開運6丁目11番地、氏名は佐々木幹彦、生年月日は昭和22年10月10日であります。

佐々木氏の経歴につきましては、お手元に資料を配付させていただきましたので説明を省略させていただきますが、平成29年10月に監査委員に就任され、町政推進にご尽力いただいております。豊富な経験と知識を有し、人望厚く、人格識見共に適任と考え再任をお願い、ご提案申し上げるものでございます。

ご審議方お願いし、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立全員であります。

よって、議案第66号は原案同意されました。

◎議案第67号

○議長（菊地誠道君） 日程第8。議案第67号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第67号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和3年10月24日をもって任期満了となります教育委員会委員の任命についてであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第67号 教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定によって、議会の同意を求めるものであります。

住所は川上郡標茶町字栄71番地6、氏名は新田 崇、生年月日は昭和40年4月3日、職業は酪農業であります。

お手元に配付いたしました経歴書の説明については省略をさせていただきますが、酪農業の傍らPTA活動にも熱心に取り組んでこられ、本年6月からは標茶町農業協同組合の監事の要職にも就任されております。人望も厚く教育委員会委員として適任と考え再任をお願いし、ここに提案するものであります。

ご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます提案の説明とさせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立全員であります。

よって、議案第67号は原案同意されました。

◎意見書案第11号

○議長（菊地誠道君） 日程第9。意見書案第11号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第11号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第11号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第12号

○議長(菊地誠道君) 日程第10。意見書案第12号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第12号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第12号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第13号

○議長（菊地誠道君） 日程第11。意見書案第13号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第13号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第13号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立少数であります。

よって、意見書案第13号は原案否決されました。

◎意見書案第14号

○議長（菊地誠道君） 日程第12。意見書案第14号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第14号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第14号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、意見書案第14号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第15号

○議長（菊地誠道君） 日程第13。意見書案第15号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第15号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第15号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第16号

○議長（菊地誠道君） 日程第14。意見書案第16号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第16号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第16号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長(菊地誠道君) 日程第15。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、広報委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中の継続調査として、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、広報委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎日程の追加

○議長(菊地誠道君) ただいま、議案第63号・議案第64号・議案第65号審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第63号・議案第64号・議案第65号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第63号ないし議案第65号

○議長(菊地誠道君) 議案第63号・議案第64号・議案第65号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題3案に関し、会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

なお、委員長報告に対する質疑については、会議規則運用細則第42項の規定により省略いたしたいと思えます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、議題3案を採決いたします。

議題3案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

議題3案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第63号・議案第64号・議案第65号は、原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長(菊地誠道君) 以上で、本定例会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(菊地誠道君) 以上をもって、令和3年標茶町議会第3回定例会を閉会いたします。

(午後 1時17分閉会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

菊 地 誠 道

署名議員 5番

熊 谷 善 行

署名議員 6番

鈴 木 裕 美

署名議員 8番

深 見 迪

